平成19年9月21日山口県報号外別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

平成17年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

第1 包括外部監査の特定事件 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況

第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
1 人件費関係 (1) 教職員人件費について ア 本庁で認定される人件費 今日の経済社会における産業教育 の在り方を見直し産業教育手当その ものの支給の必要性並びに支給水準 及び支給方法の妥当性を検討する必 要があると考える。【意見】 イ 実績に基づいて計算・入力される 人件費	(主務課 教育庁教職員課) 関係法の改正や人事委員会の報告の内容を踏まえ、支給の必要性や支給水準等の検討を行った結果、平成19年度から手当の支給割合を100分の10から100分の5に変更した。	措置済み
(7) 漁ろう手当についてa 用船料に基づいた漁ろう手当の支給は早急に改善が必要であ	(主務課 教育庁教職員課) 平成18年度から漁獲物売上金額や用船 料をもとにした算定方法を改め、日額単	措置済み
る。【指摘】 b 漁ろう手当の支給根拠となる 漁ろう作業に対する職務の危険 性及び困難性等勤務状況に対す る配慮は、海事職給料表及び給 料の調整額に織り込まれている と考えられるので、漁ろう手当 を別に支給する理由はなく、見 直しの検討が必要である。 【意見】	価による算定とした。 今後も、他県状況等を考慮しながら、 支給の在り方等について引き続き検討を 行う。	改善途中
(イ) 時間外勤務手当について a 監査対象とした多くの高校 で、時間外勤務命令簿に、「人 事関係用務」、「文書整理」、「会 計用務」、「歳出用務」、「歳入 用務」、「献立作成」といった 簡略的な従事業務内容を記載し ているケースが多く、どのよう な業務で時間外勤務命令が出さ れたのか明確に記載する必要が	(主務課 教育庁教育政策課) 時間外命令の従事業務内容を明確に記載するよう各校へ通知し、徹底を図った。	措置済み
ある。【意見】 b 水産高校の技術職員と船舶員 については、カツオ生態調査と いう理由で、三つの班の全員18 名に毎月2日、3時間ずつ時間外 勤務が生じている。時間外勤務	稚魚の生態(選別、大きさ、量等)を 調査する業務は、網に入る検体の量によ り作業時間が異なり、事前の勤務割が難 しく時間外勤務が生じることがあるが、 業務の見直しや意識改革により時間外勤	措置済み

が計画的に出ており、当初から 勤務体制に組み込まれていたと 見受けられる。カツオ生態調査 というのは、そもそも遠洋航海 の重要な業務であり、正規の時 間外で対応すべきものではな く、割増額を支給する時間外勤 務が合理的理由に基づいて行わ れているとは思えない。【意見】

(ウ) 教育業務連絡指導手当(主任手 当)

教育業務連絡指導手当(主任手 当)は主任の立場を伴う出張であ ることが検証できるような特殊勤 務実績簿の記載が必要である。な お、業務実績の把握が困難であれ ば定額支給とすることを検討する 必要がある。【意見】

- ウ システム上自動計算され会計に反 映される人件費
 - (ア) 教職調整額について

教職調整額については、教職調整額としてではなく、時間外手当として支給する必要があると考える。【意見】

(イ) 定時制通信教育手当について 定時制及び通信制教育に従事す る校長・教頭や教諭に対してのみ この手当が支給されている。また、 一律に給料月額の8%ないし10% という水準で支給されている。定 時制通信教育そのものの支給の必 要性、並びに支給水準及び支給方 法の妥当性を検討する必要がある と考える。【意見】

- エ 人事給与システム
 - (ア) 人事給与システムのログファイルを何年間ディスク上に保管するかについての定めがない。【指摘】
 - (イ) 人事給与システムのログをモニタリングするようにはなっていない。【指摘】
 - (ウ) 人事給与システムのパスワード 平成23年度に共の設定が部署単位であり、アクセ コンに移行する中 スログをレビューしてもアクセス 権限のある者のうち誰がアクセス

が計画的に出ており、当初から | 務縮減に努めるようにし、乗組員の勤務 勤務体制に組み込まれていたと | 状況や業務内容を把握するための業務日 見受けられる。カツオ生態調査 | 誌を作成し、改善に努めた。

(主務課 教育庁教職員課)

出張等の場合における業務実績の把握 をより適切に行うための具体的な方策に ついて検討を進める。

なお、特殊勤務手当は、対象業務に従事した実績に基づき支給されるものであり、年休等の日は支給対象とならないため、(月単位の) 定額支給ではなく、日単位の支給としている。

(主務課 教育庁教職員課)

教職調整額の支給等については、公立 の義務教育諸学校等の教育職員の給与等 に関する特別措置法に規定されていると ころであり、国における支給の在り方等 に係る検討の動向を注視していく。

今後の定時制・通信制課程における職務の困難性、人材確保の必要性、さらには、本県の定時制・通信制課程の方向性などを踏まえ、引き続き総合的に検討していく。

(主務課 教育庁教育政策課)

平成20年度から人事給与システムの保守管理業務の委託契約書に、ログファイルを磁気ディスク上に1ヶ月間、また、磁気テープに1年間保管する旨を明文化する。

平成22年度に共用端末機から汎用パソコンに移行する中で、適切なログのモニタリングを検討する。

平成23年度に共用端末機から汎用パソコンに移行する中で、適切なパスワード設定を検討する。

改善途中

措置済み

改善途中

改善途中

改善途中

したかは分からないので、パスワードは個人別に設定する必要がある。【指摘】

オ 教職員給与の現金支給

強制はできないまでも、給与の現金渡しから口座振込みへの完全導入に向け、職員の理解を求める取り組みが必要である。【意見】

カ 人事管理

(7) 出勤管理

1週間の勤務時間56時間を超え て勤務した時間を割振りした週休 日について明確な割振りがなされ ておらず、適正な管理がなされて いない状況にある。今後は、勤務 時間の割振りを適正に行うととも に、出勤簿を適切に整理する必要 がある。(水産高校)【指摘】

(4) 自己研修

- a 自己研修の報告書の記載について、研修内容、研修成果が具体的に記載されていないので、研修内容については真に教員の資質向上に資するものであるか、また、県民からみても研修としてふさわしい内容・意義を有するものであるか、確認できるように具体的に記載する必要がある。【指摘】
- b 通常の業務として行うべき内容のものが自己研修として申請され、承認されており、勤務時間内に職場を離れて自己研修したことの正当性が示されているとはいえない。【指摘】 (具体例)
 - ・ 「二学期の授業に向けて、 それぞれの教科のプリントの 作成や検討を行った」(水産 高校)
 - ・ 「専攻科<算法>について より理解しやすくするため に、ノート及び機械設計工作 の教科書を読んでテキストに する予定」(水産高校)
 - 「2学期の授業準備(教材研究)」(徳佐高校)

(主務課 教育庁教育政策課)

県立学校事務長会議等で、繰り返し全 額口座振込の理解と実施の協力を求め、 平成18年11月からは県立学校を含め、教 育委員会の全所属に全額口座振込の実施 状況について通知をし、教育委員会全体 で全額口座振込の完全導入を目指してい る。

(主務課 教育庁教職員課)

該当校校長が、週休日の明確な割振り を行い、それを職員に示し、それに従っ て出勤簿も適切に整理することとした。 措置済み

(主務課 教育庁教職員課)

自己研修の報告については、具体的な 内容が分かる記載となるように指導の徹 底を図った。

措置済み

教員の自己研修の内容については、幅 広いものが考えられることから、自己研 修の承認に当たっては、その内容を十分 に審査した上で承認するように指導の徹 底を図った。

- 「新一年生の学級開きに必要な準備を行った」(徳山工業高校)
- ・ 「一学期に行った進学指導 について仕事内容をまとめ る」(徳山商業高校)
- c 自己研修が海外への研修のように長期に及ぶ場合でも、通常の研修報告がなされているだけであるが、研修がどういう形で授業に反映されたかを事後的に追跡する必要からも、研修成果物として何らかの資料を報告書に添付する必要がある。【指摘】

(ウ) 校務技士の配置基準

- a 校務技士の加算については定時制課程及び通信制課程といった職務内容に応じた加算は考めされているが、学校規模により業務量が異なるにもかかの定が、業務量に応じた定数の定めがなされていない。今後の配置基準の見直し等の際には有効性、効率性の観点から校務技士の必要人数を学校規模と業務すべきである。【意見】
- b 校務技士が常勤でなければ学校の保全管理等に支障が生じるのかどうか、学校規模と業務量の関係で校務技士の必要人数を定めることに併せて検討を要する。【意見】
- c 校務技師については、日誌が なく、実施状況の記録はないが、 校務技士は、学校内の環境整備 や校地校舎管理等の役割を担っ ており、業務の実施状況を日誌 に残し、校務技士の役割がどの ような分野で果たされているか 検証できるような管理体制が必 要であり、また校務技士の配置 が適切かどうか検討するに際し ても必要である。【意見】

(エ) 栄養士について

栄養士が正規職員でなければならないと規定されたものはなく、 栄養士としての役割が、正規職員であれ臨時採用の職員であれ同じように遂行されるということであ 自己研修の報告については、具体的な 内容が分かる記載となるように指導の徹 底を図った。

また、研修資料の添付も含め、それぞれの研修に応じた報告を行うことも徹底した。

(主務課 教育庁教育政策課)

平成18年度に、校務技士を含む現業職員全てについて、正規職員による退職者の補充を取りやめた。今後、校務技士を含む現業業務全般について、外部委託も含め業務のあり方や、学校規模、業務内容等に応じた定数及び予算等について、学校現場の意見を聞きながら一定期間かけて方向性を出す。

同上。

平成19年度から日誌の様式を定め、毎日の勤務状況(業務・時間・場所等)を 事務長に報告することとした。

(主務課 教育庁教育政策課)

食育の大切さや食数及び児童生徒の状況と、効率性の面を考慮した採用計画を 策定する。

措置済み

改善途中

改善途中

措置済み

れば、効率性の観点から採用の区分について検討する必要がある。

【意見】

(オ) 勤務評定

a 各学校において指導力不足教員を生じさせないよう、各管理職は平素からきめ細かな指導を行うことが重要である。また、そのためにも管理職の研修の一層の充実が必要である。【意見】

b 現状の勤務評定結果は、主に は研修及び人事管理に利用され ており、今後は職員の資質を り向上させるために、まため の向上させるために、るる の反映及び表彰等の制度の 実、さらに能力・実績を重視し た勤務評定と昇給・昇格とを でつけるなど、より公平 で理の導入を検討する必要がある。【意見】

(2) 退職手当の支給

臨時的任用教職員に対する現在の退職手当の計算においては、職員の退職 手当に関する条例第3条第2項を適用して計算を行っている。第2項は自己都合による退職の場合の規定であり、当初から退職を前提に任用されている教員に対して自己都合退職の規定を適用することが適切であるか疑問である。

【意見】

2 委託料関係

- (1) 教職員の定期健康診断等
 - ア 教職員の定期健康診断の業務委託 契約について

県教育委員会は、随意契約が続けられている原因である競争入札に適さない理由について、社会環境の変化による見直しや、対応を改善することなどによりその理由を解消する

(主務課 教育庁教職員課)

指導力不足教員を生じさせないため、「①校内研修の充実 ②児童・生徒や保護者の声を改善に生かす取組 ③管理職の授業参観に基づく授業の指導 ④相談体制を充実させ、職員が協働して取り組む職場環境づくり」の4点の取組を組織的に推進している。また、教員を指導でき立場にある管理職の研修についまな場にある管理職の研修についまない、相手の自発的な行動を促すコミュニケーション能力の向上を目的とした研修を、公立学校すべての校長、教頭を対象として実施するなど、充実に努めた。

(主務課 教育庁福利課)

臨時的任用教職員は期間を限定して任用しているが、正規教職員が短期間で退職した場合には条例第3条第2項の適用となり、臨時的任用教職員と短期間で退職する正規教職員との均衡から、従来より、条例第3条第2項の支給率を準用することが適切と考え支給している。

(主務課 教育庁福利課)

競争入札が可能な状況に向けて、実施 方法等を検討していく。

措置済み

改善涂中

措置済み

ことを検討し、業務委託契約に際して競争入札が可能な状況に変えてい く必要があると考える。【意見】

- イ 契約価格と経済性のチェック
 - (ア) 予定単価と医科診療報酬点数 予定価格と医科診療報酬点数と の比較では経済性の観点から特に 問題とはいえないが、医科診療報 酬点数の改正ごとに、改正後の点 数を算定し、比較する必要がある。 【意見】

(イ) 予定単価と市場価格との比較 健康診断の検査料は自費診療で あり、医科診療報酬点数には拘束 されないので、予定価格が医科診 療報酬点数より高いか低いかにか かわらず、市場の価格を絶えず把 握することが必要である。【意見】

(2) 高校生の健康診断

ア 各学校で契約単価にかなりバラツ キがみられ、中でも水産高校のみ尿 検査の単価に変化がなく、検査機関 の再考が必要と考えられる。【意見】

イ 契約を締結するに当たり、複数の 業者から見積書を入手していること は妥当であるが、見積書の金額とあ まりにも離れている点については、 予定価格の意義を有していないの で、予定価格の見直しが必要である。 (岩国総合高校)【意見】

(3) 業務委託費

ア 保守点検業務

汚水処理の二次処理はサービスで 実施されており、委託業務内容を明 確にするため、二次処理を含めて契 約を行うことが必要である。(山口 農業高校)【指摘】

イ 機械警備業務

現在、機械警備を委託している県内業者は3社であるが、平成18年度からは長期契約が可能となるため、5年間の長期契約を前提とし、随意契約に代えて一定の地域ごとに一括した契約をすることにより、委託料の削減をすることができないかなどを検討すべきである。【意見】

ウ その他

平成18年度から予定価格決定の際に、 改正後の医科診療報酬点数を算定し、比 較を行うこととした。 措置済み

インターネット等により、情報収集に 努めている。今後も引き続き、情報収集 し、市場の価格を把握するように努める。 措置済み

(主務課 教育庁学校安全・体育課)

契約単価のバラツキは、生徒数や地理 的条件等により差が生じるところであ り、適切な範囲であると考えている。水 産高校の尿検査については、平成18年度 は、3業者から見積書を徴収し、業者を 選定した結果、検査機関が変更され契約 単価が下がった。

措置済み

予定価格については、予算積算上の価格を参考に決定していたが、平成18年度からは、複数の業者から徴収した見積書の価格を参考に予定価格を決定している。

措置済み

(主務課 教育庁教育政策課)

平成18年度から二次処理を含めた委託 契約とした。

措置済み

平成18年度において14校(カ所)で5年間の長期継続契約を締結済みである。 平成19年度は、再編予定校や校舎改築予定校以外の高校において、長期継続契約を締結した。一定地域ごとに一括した契約を行うことについては、高校の再編整備を注視しながら検討していく。

(ア) 随意契約において、相見積りを | 入手していることは適切である が、5社で見積った場合に、契約 した業者のみ見積書に仕様明細が あり、他の4社には仕様明細がな く、金額のみの記載があった。相 見積りが形骸化しており、見積り の内容が同じ水準で比較できるよ うに、見積書入手の業者すべてか ら、見積書に仕様明細を記載した ものを徴取する必要がある。(防 府高校)【指摘】

(4) 教育用コンピュータの保守につ いて、仕様書ではスイッチングハ ブが保守の対象になっているが、 業務報告書の保守点検の対象項目 にはない。履行確認は、契約どお りに履行がなされていないにもか かわらず完了しているが、履行確 認の際には契約の際の仕様書と業 務報告書を照合し、契約した委託 内容が洩れなく履行されているこ とを確認する必要がある。(防府 高校)【指摘】

3 公有財産の取得及び維持管理

(1) 教職員住宅について

ア 入退去の手続

- (ア) 退居の際、退居時の原状回復費 用の精算時に、管理者の検査を受 けるようになっている(山口県教 職員住宅管理要領第14条)。検査 を実施したという説明はあった が、検査結果の書類が作成されて いない。後日、退居者の個人負担 と県費の負担区分について問題が 発生しないよう、検査した結果が 残るよう書類を作成する必要があ る。【指摘】
- (4) 住宅修理等入居者負担基準一覧 表は昭和53年10月1日以来改正さ れておらず、最近の状態に合わせ たものに改正し、検査の際チェッ クリストとして使用する必要があ る。【指摘】

イ 校長住宅の現状

(ア) ランニングコスト

校長住宅未入居者の通勤手当

複数の業者から見積書を徴収する際、 仕様明細を添付させる場合は、全ての業 者に添付させ比較するよう徹底した。

措置済み

仕様書と業務報告書の対象項目を一致 させ、履行確認の際に契約内容が漏れな く履行されていることが確認できるよう にした。

措置済み

(主務課 教育庁教育政策課)

入退去時における確認リストを作成│措置済み し、管理者、居住者双方で確認を行った 上で保存することとした。

現在、内容について見直しを進めてい る。今後、実態に即した基準に改正する。

(主務課 教育庁教育政策課)

平成18年9月に策定した「教職員住宅 | 措置済み は、校長住宅に入居の場合必要の「再編整備計画」で校長住宅の管理戸数を ないものであり、建物の維持費等 | 今後の県立学校の再編整備の状況を踏ま

れる状況は、歳出の有効性の観点 から好ましくなく、解消されるべ きである。【指摘】

(イ) 校長の居住地の実態

校長には、「県立学校の校長の 居住地に関する取扱要綱」におい て、おおむね30分以内にその勤務 する学校に出勤できる地域に居住 するものとされているにもかかわ らず、同要綱が守られていないケ ースが多い。実態に即してこの要 綱の廃止を検討するべきである。

【指摘】

(ウ) 校長住宅の原則廃止について 校長住宅の基本的方向として は、民間賃貸住宅の確保が困難な 地域や交通事情に配慮が必要な地 域の学校の校長住宅を除いて、原 則として廃止の方向で検討する必 要がある。【意見】

ウ 教職員住宅

(ア) 整備方針

県教育委員会は、限られた財源 を効率的に配分していくために地 域ごとに拠点となる住宅と拠点住 宅以外の住宅とを県立高校再編整 備計画(平成18年度から平成26年 度まで)の動向を踏まえながら峻 別し、重点的に改修、建て替えに より存続を図るものと、拠点住宅 以外の住宅は圧縮整理するとの方 向性を有しており、その方向性は 妥当であり、今後具体的に進めて いく必要がある。【指摘】

- (イ) 使用料の算定方法について
 - a 現行の教職員住宅の使用料算 定は国に準拠しているが、これ からの使用料の改定において は、面積の捉え方等に独自の手 法をとることを検討することが 必要と思われる。【意見】
 - b 将来的には、使用料算定の方 法について、建設コストや維持 管理コストを反映した県独自の 基準を検討することも必要であ る。【意見】
- (2) 学校体育施設開放事業について

ア 施設利用者に対して適正な受益者

の支出に加えて通勤手当が支出さしえ現行の半数程度に減少させ、維持管理 コストの軽減及び管理を継続する校長住 宅への入居率の上昇を図ることとした。

(主務課 教育庁教職員課)

以前の要綱は廃止した上、学校の危機 管理等を考慮し、おおむね30分以内を原 則とするが、一定の条件を満たせば、お おむね1時間以内とすることもできるこ となどを規定した「県立学校の校長居住 地に関する取扱要領」を新たに定めた。

措置済み

(主務課 教育庁教育政策課)

今後、県立学校の再編整備や校長住宅 の入居状況の推移を見ながら検討を進め る。

改善涂中

(主務課 教育庁教育政策課)

県立高校再編整備計画を踏まえ、老朽 化した教職員住宅の整理等により適正な 管理戸数へ移行し、効率的に活用を図る ため、平成18年9月に「教職員住宅再編 整備計画」を策定した。当該計画に基づ き計画的な教職員住宅の整理を進めるこ ととしている。

措置済み

教職員住宅の使用料については、適正 な額となるよう努めているところである が、公舎管理規則を所管する管財課と連 携し、使用料改訂時における独自の手法 採用の是非等について協議を進めたい。

公舎管理規則を所管する管財課と連携 し、県独自の基準作成の是非等について 協議を進めたい。

改善途中

改善涂中

(主務課 教育庁学校安全・体育課)

「山口県立学校体育施設開放事業要綱」 負担となるように、また、地域住民 | を改正し、平成18年6月から管理経費(照

ていく必要がある。【意見】

イ 施設の利用に伴うリスクに対し て、利用者に傷害保険を義務づける ことは、リスク管理の観点から必要 な措置であると考える。【意見】

(3) 余裕教室について

選択授業等の教室として利用されて いる教室がどの程度利用されているか のデータは存在しなかった。今後は利 用の実態を把握し、それぞれの教室が 教育上有効に使用されているかどうか チェックし、管理していく必要がある。

【指摘】

(4) 学校建設

ア 設計業務の分割発注については合 理性はなく、当初から基本設計と実 施設計を一括して指名競争入札をす れば、実施設計について随意契約の 必要もなく、競争原理の確保が可能 であり、経済性がより確保されたと 思われる。【指摘】

イ 受注機会の確保という政策目的を 効果的に達成するためには、分割発 注に関する運用方針を明確に定める 必要がある。【意見】

(5) 営繕工事について

ア 指名業者選定基準

第2次災害復旧工事について、指 名業者選定に関する経過が伺いから は判断できない。選定に関する経過 について分かるようにしておく必要 がある。(鹿野高校)【指摘】

イ 県立高校営繕費の計画的執行

学校の小修繕を機動的かつ効率的 に行うために、ある程度営繕枠を県 立高校に付与するなどの工夫ができ ないか検討する必要がある。【意見】

(6) 県立高校の公有財産関係の利用実態

ア 学校林について

学校林の保有目的の意義は薄れて いるものと思われる。しかも火災に ついては保険の対象にされていない ことなどから、保有することによる

が利用しやすい徴収方法等を検討し「明にかかる電気料金)を徴収することと した。また、徴収については、月毎にま とめて納入通知書を発行するなど利用者 の利便性に配慮した。

> 「山口県立学校体育施設開放事業要綱 運用細則」を改正し、平成18年6月から 利用者の青務として傷害保険に加入する こととした。

(主務課 教育庁教育政策課)

各学校において利用状況を把握し、有 効に活用していくよう指導した。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

(主務課 教育庁教育政策課)

平成17年度に実施した小野田工業高校 建替えの設計業務においては、基本設計 と次年度に工事を実施する管理棟の実施 設計を一括して執行した。今後、基本設 計業務と実施設計業務の実施予算が、同 一年度に措置できるものについては、一 括して発注することとした。

分割発注を行う場合は、「工事分割発 注に係る事務処理について」(平成13年 7月12日付け監理第459号)に基づき、 工期の短縮や受注機会の確保等の検討を 行い、政策目的を達成することとしてい

(主務課 教育庁教育政策課)

毎年実施している「学校施設関係事務 説明会」等の機会を捉え、指名業者の選 定経過についても整理し、保存しておく よう周知徹底を図った。

措置済み

措置済み

平成18年度から、小修繕に係る需用費 については、年度当初にその殆どを配分 し、各学校で計画的かつ迅速な対応が図 れるようにした。

(主務課 教育庁教育政策課)

従前から計画的に返還を進めていると ころであり、平成18年度は萩高校、萩商 業高校及び萩工業高校の3校の学校林を 萩市に返還した。平成19年度以降も返還 リスクを考慮し、返還を計画的に進┃が可能な学校から順次返還を進めること

めるべきである。【指摘】

イ 未利用財産について

(ア) 現状では、未利用財産19件のう ち6件が、未利用財産として登録 されてから既に5年を経過してい る。県財政が厳しい状況にあるこ とから、財産管理分堂者を管財課 に移して、早急に処分を進めるべ きである。【意見】

(4) 未利用財産のうち、県として利 活用できない物件については、貸 付けや地元市町村に管理を委託す るなど、他の有効な利活用の方策 を検討すべきである。【意見】

ウその他

(ア) 高校の敷地内にあるプレハブ建 物は窓ガラスがなく、壁も3分の 1がなく、早期に処分等の対応が 必要である。(下関工業高校)

【指摘】

- (4) 営繕工事費として執行されてい る記念館改修工事は公有財産の増 加として扱われるべきものであ り、財産の価額を正しく表すため には、公有財産に該当するものが 発生した場合には、その都度速や かに公有財産台帳に記載し、管理 対象とする必要がある。(山口高 校)【指摘】
- (ウ) 工作物の古いものを除却し、新 しく購入した場合等は、工作物の 種類は同じでも価値は異なる場合 があり、工作物台帳への記載をそ の都度行う必要がある。(山口農 業高校)【指摘】

4 物品の取得及び維持管理

(1) 備品(理科薬品を除く)

ア取得

(ア) 指定物品を取得した場合は、物 品規則第12条第7項において、取 得日から20日以内に「指定物品取 得報告書」を県知事に提出するこ とを要するが、適切に処理されて いないものがある。(下関工業高 校)【指摘】

(4) 指定物品取得報告書を作成して いないものがある。(下関工業高 | 報告書を作成し、提出した。

としている。

県ホームページにより売却のPRに努 めているが、財産の所在地・形状や進入 路の問題等から処分が進んでいない状況 にある。今後とも管財課と連携し、他の 媒体も活用しながら未利用財産の処分に 努める。

貸し付け等についても県ホームページ によりPRに努めているところである が、財産の所在地・形状や進入路の問題 等から貸し付け等が進んでいない状況に ある。今後とも管財課と連携し、他の媒 体も活用しながら未利用財産の利活用に 努める。

平成18年3月に撤去した。

平成18年1月に公有財産評価要領に基 づき評価を実施し、台帳への記載を行っ た。

平成18年1月に除却及び新設分の台帳 への記載を行った。

(主務課 教育庁教育政策課)

指定物品を取得した場合は、取得日か ら20日以内に「指定物品取得報告書」を 提出するよう徹底した。

平成18年3月10日付けで指定物品取得 | 措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

校)【指摘】

- (ウ) 予定価格を適正に決めるには、 外部からみて入札に競争が働いた かどうか疑問を残さないようにす るため、入札に参加しない業者か ら見積りを入手するなどの方法が 望ましい。【意見】
- (エ) 予定価格の決め方についての基準を定める必要がある。【意見】
- (オ) 契約について競争性を高め、経済的な価格で契約をするために、特殊な備品等に対しても指名競争入札が可能になるように、参加者の資格を県内に限らず広域的に進める方法等を検討することが必要である。(防府高校)【意見】

イ 借入品(主にリース物品)

- (ア) 電話機及びデジタル交換機について物品規則第19条で定める物品借入契約締結伺書が作成されていなかった。適切な承認のもとに契約がなされたか不明である。(岩国総合高校)【指摘】
- (イ) 当初から使用されない備品をリース契約の対象としたことは、その分だけ余分なリース料であり、無駄な県費が支出されたことになる。ついては、設計書等を作成する時点において十分な検討を行う必要がある。(岩国総合高校)

【指摘】

(ウ)管理の適正化を図るため、「リース期間満了物品管理簿」を作成することが示されているが、教育用コンピュータ42台について同管理簿が作成されていない。(鹿野高校)【指摘】

ウ 寄附

- (ア) 卒業記念品としてテント等の寄贈を受けているが、物品規則第17条の物品寄附申込調書に検査済みの記載及び事務担当者の記名押印がなく、採納手続きが不備である。 (下関工業高校)【指摘】
- (4) 図書の寄附を受けたが、図書原簿に「寄贈」と書いてあるのみで

予定価格の決定で参考見積書による場合は、複数の業者から提出させており、 その金額の平均等で設定している。入札 に当たっては、参考見積依頼業者を含め 更に複数の業者が参加し、その予定価格 を基に競争により落札業者を決定してい るため競争性は働いていると考える。

物品、委託業務等の予定価格の決め方 について基準を定めた「財務会計事務マニュアル」(平成10年3月作成)に基づき、適切な予定価格の算出を行うよう徹底を図った。

特殊な備品等の入札については、他県の契約実績等も参考に、県内に限らず広域的に業者登録してある入札参加資格者名簿から業者を選考するように改善した。

物品規則に基づき適切に事務処理を行 うよう徹底を図った。

設計段階において備品の使用計画を策定し、その計画に基づいて、適切なリース契約とするよう徹底を図った。

平成9年2月の用度課の通知文書によりリース期間満了物品については、「リース期間満了物品管理簿」による管理をすることになっており、この通知に基づいた管理をするよう改善した。

物品規則に基づき適切な事務処理を行 うよう徹底を図った。

同上。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

あり、物品規則に従った寄附採納 手続きが行われていない。(久賀 高校)【指摘】

- エ 物品の現物管理
 - (ア) 指定物品である水力実験装置に ついて、物品標示票が貼付されて いないため、現物と備品カードと の照合ができなかった。(下関工 業高校)【指摘】
 - (4) 備品カードと物品標示票の整理 番号等が相違するものがあった。 (下関工業高校)【指摘】
 - (ウ) 備品の使用場所が変更になって いるが、その変更が備品カードに 記載されていない。(山口高校) 【指摘】
 - (エ) 現物が紛失していたものがあ り、現物管理が適切に実施されて いなかった。(徳佐高校)【指摘】
 - a 昭和30年取得の校長室の応接 机一式は備品カード上はあるが 現物が不明。
 - b 昭和41年取得の会議室用机は 備品カード上40台あるが、現物 は19台しかなく、21台不明。
 - c 職員室用の机は備品カードで は82台あるが、現物は48台で34 台不明。
 - d 音楽机は備品カード上22脚あ るが、現物は20脚であり、2脚 不明。
 - (オ) 営繕工事のAZS設置工事は、船 の設備備品であるが、行政財産と して公有財産台帳で管理されてい る。財産管理上漏れがないように、 例えば漁業実習船という大きな括 りの中に新規備品の設置等があっ た場合は、備品として記載できる よう物品管理台帳の記載方法を検 討すべきである。(水産高校)

【指摘】

- (カ) 取得価格が3万円以上という備 品等の金額基準については、前述 の計上基準等を参考に、例えば10 万円以上に引き上げ、重点的に管 理することや、職員の労働力を備 品管理以外のその他の業務に向け ることなど、効率化を検討するべ きである。【意見】
- (キ) 現物管理の意識が乏しい状況で

指摘後直ちに、物品標示標を貼付し、 管理を徹底した。

備品カードと物品標示票を修正の上、 照合し、管理を徹底した。

使用場所の変更を備品カードに記載 し、管理を徹底した。

備品の管理が適正になされていなかっ たため、現有備品の確認を行い、廃棄済 の備品については、廃棄処分の事務手続 きを行った。

漁業実習船については、公有財産規則 に基づき「船舶」として管理している。 AZS設置工事は、船の設置備品であり、 物品管理台帳の管理ではなく、公有財産 の増加として公有財産台帳で管理してい る。

備品等の金額基準については、物品管 理の重要性、適正化の観点から取得価格 を3万円以上に設定しており、今のとこ ろ基準額引上げの予定はない。

なお、平成18年度から物品管理システ ムを導入し、事務の効率化を図っている。

平成18年度の事務長会議で、定期的に 措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

に1年に1度は定期的に実地棚卸を 実施するなどの方針や規定を明確 にする必要がある。【意見】

- オ 備品バンク制度の利用状況
 - (ア) 有効活用される可能性につなが るように備品バンクに登録すべき であるものが登録されていない。

(水産高校)【指摘】

(4) 備品の有効活用のために、備品 バンク制度及び備品バンクの状況 について教職員に対して定期的に 情報提供し、周知する必要がある。 (水産高校)【指摘】

カ物品の処分

(ア) 平成6年度に取得した電子計算 組織(パソコン約20台)は現在使 用されておらず、1階倉庫の中に 放置されている。(防府高校)

【指摘】

- (イ) 昭和47年度に取得した赤外線分 析装置と昭和48年度に取得した光 電分光光度計については、新しく 代替品を購入したこともあり、ま た、故障もしているため、現在使 用していない。さらに、平成3年 度に取得した電子計算機は、40台 のうち10台はC言語プログラミン グ用として使用中であるが、残り 30台は使用せず、倉庫の中である。 同じく、プリンター20台のうち15 台も倉庫の中である。(徳山工業 高校)【指摘】
- (ウ) 電子機器室にある空気調和装置 は、現在故障中であり使用するこ とはできない。修理するより購入 するほうが安価であるということ ではあるが、予算の都合上、購入 も行われていない。(下関工業高 校)【指摘】
- (エ) 昭和61年1月に取得した写真測 量図化機(立体図を出力する写真 機)については、長期間放置され、 しかも埃を被っており再利用する ことはできない。(山口農業高校)

【指摘】

(オ) POSシステム・文書広告作成装 置27百万円のうち、19百万円の備 品が、デジカメ等の新しい機種の 出現により新しい機種に対応でき

ある。適切に現物管理を行うため「備品管理簿の数量と現物を確認するよう 徹底を図り、学校実地調査で物品が適正 に管理されているか調査を行うこととし

> 実習機器類等について、使用の可否を 確認した上で備品バンクに登録し、有効

> 活用を図った。

備品バンクの制度と活用を事務長会、 校長会等を通じて教職員へ情報提供し、 周知した。

今後使用することはできないため、指 摘後、直ちに物品管理規則に基づき廃棄 処分を行った。

赤外線分析装置、光電分光光度計につ いては、平成17年度に、また、電子計算 機、プリンターについては、平成18年度 末に廃棄処分を行った。

平成18年度に廃棄処分を行った。

平成18年度に廃棄処分を行った。

平成19年7月の徳山商工高校への移転 時に他の物品と一括して廃棄処分を予定 している。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

ない状態になっている。(徳山商業高校)【指摘】

- (カ) ミシン10台を廃棄しているが、 物品規則に基づく不用の決議はし たが、廃棄に関する手続きがなさ れていない。(水産高校)【指摘】
- (2) 理科薬品の管理状況について

ア 薬品使用票の記載

薬品使用票の各項目の記載が適切 に行われていない、あるいは記載を 行っていない学校が8校中3校あっ た。【指摘】

イ 理科薬品の点検について

- (ア) 学期に1回の点検では、点検時 に点検票を作成し校長へ報告する こととなっているにもかかわら ず、点検票を作成していた高校は なかった。【指摘】
- (4) 薬品点検時には残量点検を記載 することとされているが記載され ていない。残量点検の確実な実施 及びその結果の薬品保管使用簿へ の記載を必ず行うことが重要であ る。【指摘】
- (ウ) 薬品保管使用簿と現物とに差異 があった。【指摘】
 - a 防府高校2品
 - b 山口農業高校3品
 - c 久賀高校2品
- (エ) 毒物劇物取締法の対象となる希 釈硫酸4モル/リットルについて は、毒物劇物の認識をもっての管 理がされていなかった。(岩国総 合高校)【指摘】

指摘後、直ちに物品規則に基づき廃棄 処分の処理を行った。

(主務課 教育庁高校教育課)

平成18年5月の通知文書において、① 年3回の定期点検、②薬品の計画的購入 及び廃液の適正処理等、③管理使用簿等 の整理を徹底した。

平成19年4月の校長会議において、更 に徹底を図った。

平成18年4月の校長会及び5月の通知 文書において、年3回の定期点検には、 校長又は教頭が立ち会うとともに、その 記録を残すことを徹底した。

平成19年4月の校長会議において、更 に徹底を図った。

平成18年10月~12月に、県高等学校教育研究会理化部会・生物部会研究大会及び計画学校訪問時において、残量点検の記載をはじめ、理科薬品等の適正な管理を徹底した。

平成19年4月の校長会議において、更 に徹底を図った。

現物数量を確認し、使用簿の該当箇所を訂正するとともに、自然減・自然増が原因で、使用簿と現物とに差異が生じることのないように、定期点検と記載を徹底した。

現物数量を確認し、使用簿の該当箇所 を訂正するとともに、自然減・自然増が 原因で、使用簿と現物とに差異が生じる ことのないように、定期点検と記載を徹 底した。

現物数量を確認し、使用簿の該当箇所 を訂正するとともに、自然減・ナトリウ ム保存用石油の注ぎ足し等が原因で、使 用簿と現物とに差異が生じることのない ように、定期点検と記載を徹底した。

希釈溶液の容器ヘラベルを貼付し、使用簿の記載を徹底した。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

(オ) 薬品保管使用簿に記載されている薬品の実在性のほかに、薬品保管使用簿に記載されていない薬品があれば、薬品保管使用簿を作成することが必要である。(実在性と網羅性)【指摘】

ウ 不用薬品の管理

往査した高校では、不用薬品が残っている学校が多くみられ、また、毒物・劇物という性格上及び前述の薬品の管理状況からすれば、予算の制約はあっても、事故防止の観点から不用薬品の廃棄を優先させることが重要と考えられる。【指摘】

エ 長期未使用薬品の管理

長期間使用されていない薬品が多く見られた。定期的に未使用の薬品の状況を調査し、その必要性を検討し、承認を受けることなどの制度化も必要である。【指摘】

オ 毒物・劇物の保管方法について

- (ア) 防府高校において、薬品庫の鍵を保管するキーボックスが薬品の棚に取り付けられている。鍵は、別の場所に保管することが必要である。【指摘】
- (4) 徳山工業高校では、毒物・劇物 の薬品が収納されている状態がガ ラス貼りのため、外から見ること ができた。【指摘】

5 学校図書館

(1) 学校図書館の面積について

県としては、学校図書館を整備する に当たり、適切な面積となる基準を定 めていない。【指摘】

(2) 学校図書館の蔵書について

学校図書館の蔵書について、高校に 関しては、文部科学省では標準を定め ておらず、県においても何ら基準とな る指標は定めていない。【指摘】

(3) 蔵書の管理について

蔵書の管理ソフトの統一化及びネットワーク化を図る必要がある。【意見】

使用簿と現物との整合をとるととも 措置済み に、使用簿に記載を行った。

平成18年2月~3月に専門業者に委託 して、県内の公立高校すべての不用薬品 を廃棄処分した。

平成19年4月の校長会議において、薬 品の計画的購入及び廃液の適正処理の徹 底を図った。

各学校における薬品の計画的購入及び 廃液の適正処理の徹底を図るとともに、 定期的に未使用の薬品の状況を調査し、 改善する方法等を検討する。

薬品庫の鍵の保管場所及びキーボックスの位置を改善するとともに、二重施錠を徹底した。

ガラス製の部分をスチール製の扉に切り替えた。

(主務課 教育庁高校教育課)

各学校の実情に応じて図書館を整備しており、基準は示していない。利用状況や蔵書数など学校により事情が異なるため、一律の基準を定めることは難しい。

各学校とも必要に応じて図書を管理しており、基準は示していない。普通高校と専門学校の別、開校からの年数の違いなど、一律の基準を定めることは難しい。

各学校において実情に応じてソフトを 選定し、管理を行っており、統一化はし ていない。各学校ですでにデータベース 化されたものもあり、統一化は難しい。 ネットワーク化については、その有効性 を含めて研究している。 措置済み

改善途中

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

6 授業料等の収入

- (1) 授業料
 - ア 授業料の徴収
 - (ア) 授業料の督促については、実務 慣行として行うのではなく、会計 規則を織り込んだマニュアルを作 成し、正しくかつ効率的に行う必 要がある。(山口農業高校)

【指摘】

- (イ) 授業料の督促処理を実務慣行と して行うのではなく、マニュアル を作成し、効率的に行う必要があ る。(下関工業高校)【指摘】
- (ウ) 滞納が長期にわたっており、未 納金の管理方法を明確化する必要 がある。【指摘】
- (エ) 平成16年度においては未納者は 増加傾向にあり、未納者減少対策 として、会計規則に従った運用を 検討すべきである。【意見】
- (オ) 未納者について速やかに家庭の 状況等実態調査の上、授業料減免 基準に該当する場合であれば保護 者等を指導し、減免申請漏れのな いように配慮するという運用方針 を実施すべきである。【意見】
- (カ) 授業料未納に伴う出席停止や除 籍については、県立高校の生徒全 員に公平に基準を適用するという 観点から、一定の未納期間が発生 した場合に適用するなどの具体的 な基準を、県として定める必要が ある。【意見】

イ 授業料の減免

- (ア) 県立高等学校授業料の減免に関 する取扱要綱に従って、資産の状 況について減免申請書に記載する ことを遵守する必要がある。(往 査した高校の共通事項)【指摘】
- (4) 今後、授業料減免に係る申請書 類の控は高校においても保存し、 整備する必要がある。(徳佐高校) 【指摘】

(2) 実習産物収入

販売した数量を生産物として受入れ て販売されたか確認できないので、実しうよう徹底した。

(主務課 教育庁教育政策課)

平成19年度から、授業料未納者に対し、 会計規則に従った督促を行うとともに、 学則に規定されている「出席の停止」や 「除籍」についても、「山口県立高等学 校授業料徴収事務取扱要綱」で基準を定 め、毅然とした対応をすることにした。 また、減免申請漏れによる授業料未納と ならないように引き続き授業料減免制度 の周知について徹底を図った。

同上。

措置済み

措置済み

同上。

措置済み

同上。

措置済み

未納者について、「山口県立高等学校 授業料徴収事務取扱要綱」に基づき、必 要に応じて面接、家庭訪問し、督促、納 入指導を行うとともに授業料減免基準に 該当する場合であればその活用について 説明した。

「山口県立高等学校授業料徴収事務取 扱要綱」を制定し、出席停止、除籍につ いての基準を定めた。

措置済み

措置済み

平成18年度に他の事業における県の減 免規定に準じて授業料の減免規定を見直 し、要綱から「多額の資産がある場合を 除く。」を削除し、申請書の資産状況記 載欄も削除した。

事務長会議で申請書類の控えを保存し ておくよう徹底した。

措置済み

措置済み

実際の生産数量により生産品処理調書 しており、実際の生産された数量が全しを作成し、その調書に基づき受払いを行

際の生産数量の受払いについて検討す べきである。(宇部西高校)【指摘】

7 学校徴収金等(私費会計)

(1) 学校徴収金について

ア 進路指導費、模擬試験、部費会計 は報告がない高校が多く、保護者へ の説明責任を果たす意味において会 計報告を徹底する必要がある。

【指摘】

- イ 現金の徴収、管理については、複 数のチェック体制や、定期的に担当 者を交代すること、また、年度末に は管理者による出納状況の確認が必 要である。【指摘】
- ウ 現金で保有する期間は短くし、可 能な限り通帳を作成し、管理する必 要がある。【指摘】
- エ 県立高校は、教職員課が作成した 保護者等徴収金マニュアルの参考例 に基づいて、早急に学校独自のもの を作成し、そのマニュアルに基づい て学校徴収金の徴収・管理・執行を 適切に行い、保護者への説明責任を 十分に果たすべきである。【指摘】
- (2) 業者テスト(模擬試験) について ア 監督料の支払い

職員が監督料(報酬)を受け取る 場合は、地公法第38条及び山口県立 学校職員服務規程第20条では兼職・ 兼業許可申請書を教育委員会に提出 して、その許可を受けなければなら ないとされているが、現状では許可 を受けて実施していない。【指摘】

イ 行政財産の使用許可

業者テストのうち校外模試で県立 高校を使用する場合、財産規則第30 条によれば、行政財産の使用許可を 得ることが必要であるが、許可を受 けずに使用している。【指摘】

ウ 管理経費の徴収

行政財産の使用許可を受けて使用 するものは管理経費を負担しなけれ ばならないが、現状は徴収していな いので、通知に従って徴収すること を検討する必要がある。【指摘】

(3) 調査書収入 調査書収入を私費会計としている

(主務課 教育庁教育政策課)

保護者から徴収する県費外(私会計) 会計の取扱については、現在、検討を進 め、平成19年度に県費外会計の適正な取 扱について、指針を示すこととしている。 また、保護者徴収金マニュアルにおいて、 保護者への会計報告をするよう義務づけ た。

同上。

改善涂中

改善涂中

同上。

改善途中

同上。

改善涂中

(主務課 教育庁教職員課)

県立学校の外部模試、資格試験などに ついて、教職員が外部模試等の監督を行 い報酬等を受ける業務へ従事する場合は 届出をすることを徹底し、山口県立学校 服務規程の第20条により、あらかじめ営 利企業等従事の許可を行うこととした。

(主務課 教育庁教育政策課)

平成18年度から、公有財産規則第30条 の規定に基づき行政財産使用許可により 取り扱っている。

措置済み

措置済み

(主務課 教育庁教育政策課)

平成18年度から、公有財産規則第30条 第3項第4号の規定に基づき、適正な管 理経費の徴収を行っている。

(主務課 教育庁教育政策課)

平成19年度から使用料手数料条例に基 | 措置済み

規定する特定の者のためにする事務

(一個人の要求に基づき主としてその 者の利益のため行う事務) に該当する のではないかと思われ、手数料として 県の歳入に受入れすることができない のか検討すべきである。【意見】

(4) 教育実習について

ア 所掌事務としての位置付け

教育実習について、教育委員会で 事業の位置づけを明確にし、大学等 と教育実習生の受入れについての取 決めをすることができないか検討す る必要があるように思われる。

【意見】

イ 実習謝金の処理について

財務の透明性の観点から、教育実 習謝金は、実質は教育実習諸経費の 受入れであるから雑収入として県の 歳入に計上し、支出は県費からする ようにする処理ができないか検討す る必要がある。【意見】

8 光熱水費の使用状況

学校には校務技士が配置されているの で、プール水の適正管理、漏水チェック 等に十分留意し、無駄が発生しないよう にする必要がある。【指摘】

9 スクールネットワーク21について

(1) セキュリティについて

ア 生徒の成績に関する重要なデータ はスクールネットワーク21に接続 されていなかったが、スクールネッ トワーク21に接続されているその 他のデータの中にも内申書、懲罰等 の重要と思われるデータもあった。

(水産高校)【指摘】

イ 重要な情報である生徒情報はMO で保管しており、MOの外部への持出 しがなされないような保管管理が必 要となるが、その定めがされていな かった。(山口農業高校)【指摘】

ウ 県教育委員会は、重要なデータの 解釈及び重要なデータの保管管理方 法等、「スクールネットワーク21利 用について」の通知が確実に運用さ れるようにするために、県立高校に 対して指導が必要である。【指摘】

が、この調査書収入は、法第227条に一づき、県の歳入(1件当たり650円)と して受け入れることとした。

(主務課 教育庁教職員課)

平成19年3月に定めた「教育実習の受 入れに関する取扱要領」を、各県立学校 及び本県で教育実習を希望する学生が在 籍する大学等へ送付し、要領に則ってす すめるよう依頼した。

(主務課 教育庁教育政策課)

平成19年度から教育実習に係る実費相 当を大学から徴収し県の歳入に計上する こととした。また、教育実習に係る経費 は、県費から支出することとした。

(主務課 教育庁教育政策課)

漏水、その他老朽箇所の早期発見・早 期対応に努めるとともに、毎月の光熱水 費の推移のチェックなど、管理運営面で の視点も含めた適正な施設管理に努める よう徹底した。

(主務課 教育庁高校教育課)

内申書、懲罰等の重要なデータを、ス クールネットワーク21に接続されてい るコンピュータに保存しないようにし た。また、スクールネットワーク21の ガイドラインを、教職員に周知徹底した。

重要なデータの取扱いに関するガイド ラインを作成した。

平成18年5月に「学校における個人情 報等の適切な管理について」を通知する とともに、平成18年10月の情報管理研修 会で、再度周知徹底を図った。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

(2) L3スイッチの収納について 本庁が示した仕様書に従い、L3ス イッチはサーバと一緒に保管せずに、 専用の鍵付スイッチ収納ボックスを設 置する必要がある。(山口農業高校) 【指摘】

仕様書の「専用」とは、「本システム 専用」の意味であり、サーバ等も含まれ ることから、現状で仕様を満たしている。

措置済み

改善涂中

改善涂中

10 水産高校の実習船等の運営費及び高校 のあり方

- (1) 実習船青海丸の保存方法について 青海丸は、船舶定期検査結果によっ ては使用不可能ということも想定さ れ、その場合、乗船実習授業が実施で きないという問題が生じるが、新船を 建造するとすれば約15億円程度要する 見込みということであり、県の財政が 厳しい中でどのように対応するのか早 急に検討が必要である。【意見】
- (2) 水産高校専攻科のあり方について 資格取得の人数が非常に少ないこと から、現状では効率が低下しているこ とは否めず、実習船青海丸の保有方法 と併せて、中国地方等の他県や水産大 学校との連携ができないかなどの検討 を進める必要がある。(水産高校)

【意見】

(3) 水産高校本科のあり方について

県教育委員会は、中学生の進路希望 や卒業生の就職及び進学の状況等から 生徒のニーズの把握をして、水産や海 洋を取り巻く水産業の動向を踏まえ、 県の水産業振興の観点から県の水産教 育をどのようにリードしていきたいの か、明確な方針を示すべきである。

【意見】

(主務課 教育庁高校教育課)

水産教育に実習船は必要であるという 観点から、実習船の在り方について、関 係機関と連携しながら検討することとし ている。

平成19年5月の九州地方知事会議にお いて福岡、長崎、山口の3県で、平成22 年度の共同運行を目指して、具体的な検 討を進めることとなった。

平成14、15年度の専攻科入学生徒は少 なく、それに伴い資格取得者数も少なか ったが、平成16年度以降、専攻科入学生 は増加し、資格取得者数も増加している。 また、水産大学校との授業等における連 携や他県の水産高校との交流などを推進 している。今後とも、関係機関と連携し ながら、水産大学校や他県との連携等に ついて具体的に検討していく。

措置済み

平成17年9月に「県立高校再編整備計 画」を策定し、水産に関する学科につい ては、水産や海洋を取り巻く環境の変化 に主体的に対応し、関連産業の発展に貢 献できる人材を育成するため、「海・船 ・海産物」を活用し、海洋環境の保全に 関する教育など、実践力の身に付く水産 教育を推進することとしている。今後、 生徒の志願状況や水産業界の動向を踏ま えるとともに、普通科など他の学科と連 携をとりながら教育内容の一層の充実を 目指し、再編整備に取り組むこととして いる。

11 定時制高校の学校給食補助等

- (1) 夜間定時制高校における学校給食 ア 私費会計について
 - (ア) 給食費は私費会計ではあるが、 高校が実質的に管理を行っている ことからすれば、管理責任を明確

(主務課 教育庁教育政策課)

保護者から徴収する県費外(私会計) 会計の取扱については、現在、検討を進 め、平成19年度に県費外会計の適正な取 にし、適正な処理及び管理が行わし扱について、指針を示すこととしている。

改善涂中

れていることを保証するために は、担当者印、事務長及び校長の 決裁・承認印が必要である。

【指摘】

(4) 私費会計は、その目的とすると ころにより生徒から金銭を徴収し ているものであり、その徴収の目 的以外に使用すべきではなく、ま た、私費会計の明瞭性及び適切性 の見地からすれば、私費会計間で のやり取りは行うべきではなく、 また繰越金の取り扱いについて明 確にしておく必要がある。【指摘】

イ 完全給食と補食給食とでは、県費 負担に差があることについて

完全給食と補食給食とでは県費負 担額に差がある。県の厳しい財政事 情、及び定時制制度発足時と比較し て、無職生徒数の増加等の社会状況 の変化があることを踏まえ、当面は、 完全給食実施校の既存施設の有効利 用の観点等から現行どおりとして も、将来的には、公平性の観点から 学校間のバランスを考え統一すべき である。【意見】

ウ 夜間定時制高校の給食に対する補 助について

夜間定時制高校の給食に対する補 助制度は、経済的事情以外の入学者 が増加している現状、また、平成17 年度から国の補助が廃止になったこ とからも、県として、補助を続ける かどうかについて、廃止を前提に検 討する時期にきている。【意見】

(2) 定時制通信教育教科書等の補助事業 経済的な支援を必要とする定時制の 生徒に対しては、学習面等に関して、 より効果的な支援ができるような方策 を検討していくべきである。【意見】

12 県立高校の純歳出額負担の状況

定時制は全日制と比較し、生徒1人当 たり県費の負担は約38万円高くなってい るので、充実した教育環境を提供するこ とを前提に、より効率的な運用を目指す 必要がある。【指摘】

13 県立高校経理事務の一元化

(1) 本庁各課で行われている予算管理を

また、保護者徴収金マニュアルにおいて は、保護者への会計報告をするよう義務 づけた。

同上。

改善途中

(主務課 教育庁学校安全・体育課)

完全給食実施校の既存施設の有効利用 の観点等から、当面は、現行どおりとす るが、今後、給食のあり方について検討 していく。

改善涂中

(主務課 教育庁学校安全・体育課)

平成18年度に補助事業を廃止した。

措置済み

(主務課 教育庁高校教育課)

平成18年度以降に入学・転編入学した 生徒のうち、経済的に修学が困難な家庭 の勤労生徒等に限定して、教科書無償給 与の補助を行っている。

措置済み

措置済み

(主務課 教育庁教育政策課)

運営費に占める割合が高い給食業務の 委託について、各学校の実状に応じ、必 要性の薄い学校については給食を廃止す るなど見直しを行い、効率的な運営費の 運用ができるようにした。

(主務課 教育庁教育政策課)

平成18年度に教育庁各課の組織再編を | 措置済み 一元化し、学校別の資金収支の状況が一行い、教職員課所管の学校管理運営費、

学校別の資金収支や経理状況の把握が 迅速に行えるようになり、コスト意識 を徹底させた機動的、かつ効率的な学 校運営が可能になると考えられる。

【意見】

(2) バランスシートを作成することで、 学校別の資産の内容が明らかになり、 ストック情報の分析を可能にし、財務 状況のチェック等が可能になる。将来 的にはバランスシートの作成を検討す ることも必要になると思われる。

【意見】

(3) 県の財務会計システムは、自動的に 学校ごとの収支が把握できるようには なっていない。また、給与システムか ら財務会計システムに学校別に取り込 むこともできるようになっていない が、今後システムの改善等が行われる 場合には検討される必要がある。

【意見】

14 県立高校の再編整備計画

(1) 学科別募集定員及び生徒の希望の乖 離について

総合学科については学科の内容がよ く浸透していないのか、中学2年生3. 9%、3年生6.7%で希望の方が低く、 募集定員の方が高いので、現状の分析 をし、対応することが必要である。

【意見】

(2) 再編整備実施に係る地域等への対応 について

高校の再編整備は、教育効果を高め るために教育環境を整備するものでは あるが、地域における人々の県立高校 への思いを考えると、再編整備を進め ていく中で、地域への説明を十分行い、 より理解を得るよう努める必要がある ように思われる。【意見】

1課のみで算出ができるようにすれば、│福利課所管の教職員住宅予算を教育政策 課へ移管し、財産管理費と併せ学校予算 の一元的な管理を行うこととした。

> 他県や他部局の状況を参考にしながら 検討する。

改善涂中

関係課と調整の上、検討する。

改善途中

(主務課 教育庁高校教育課)

総合学科の学習内容等については、学 校説明会や体験入学、ホームページなど により中学生や保護者等への周知に努め るとともに、定員についても、生徒のニ ーズ等も踏まえ、平成18年度、平成19年 度においては減じたところである。

措置済み

県立高校再編整備計画については、こ れまでも様々な機会を通じて、小・中学 校長、小・中・高PTA関係者、中学校 進路担当者、関係地域の方々に説明し、 意見を伺い、また、再編統合し設置した 新高校については、学校説明会を開催し、 学習内容をはじめ、学校行事や部活動な ど学校生活について十分に説明するな ど、生徒、保護者等への周知に努めてい る。

措置済み

(その2)

第1 包括外部監査の特定事件

山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術 館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
1 山口県立山口図書館 (1) 利用状況 ア 運営方針との関連 法的には定めがないとのことで事	(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 平成18年度に、図書館における企画調	措置済み
業評価は実施していないとのことであるが、事業評価の導入を検討すべきではないかと思われる。【指摘】	整機能の強化等を図るため、館内組織を改編し、図書館内で事業評価項目の設定について検討した。設定した項目について平成19年度から事業評価を行うこととした。	
イ 図書資料の受入 (ア) 県民のニーズをより反映し、県 立山口図書館の利用が促進される ための手段として、県内市町立図 書館との連携を図りながら、図書 購入依頼申込用紙の設置場所等を 検討する必要がある。【意見】	図書購入依頼の方法を周知するため、 市町立図書館に周知協力を依頼するとと もに、館内掲示等により来館者への周知 を図った。	措置済み
(イ) 県立山口図書館としての役割を 遂行するという観点から、地域性 や県民のニーズを反映し、県民の 課題解決型サービスに対応できる 資料を積極的に収集するなど、従 来の収集方針を見直す必要があ る。【指摘】	山口県立山口図書館資料選択委員会において、県民ニーズや地域性に配慮しながら、県民の課題解決に対応できるよう山口県立山口図書館資料収集方針を見直し、平成19年4月1日改訂した。	措置済み
(ウ) 貸出の状況(図書の利用の状況) を十分チェックし、図書資料受入 の選定に反映させる必要がある。 【指摘】	平成18年度から更に貸出用図書の利用 実態調査を行い、分析結果を資料受入れ の選定に反映するよう努めた。	措置済み
(エ) 図書の購入を随意契約で行っているが、公共図書館の図書資料にあっては、社会の変化に伴い、定価から値引が行われることが一般的になっており、再販価格機能が維持していない状況においては、随意契約第2号を適用する理由にはならない。【指摘】	関係課と協議した結果、図書資料には 再販価格機能があるという結論に達した ため、従前どおり随意契約第2号を適用 することとした。	措置済み
(オ) 図書の購入価格について現状の 随意契約による価格では、経済的 により有利な価格かどうか比較す ることもできないので、随意契約 に加えて競争入札制度を活用し、 地元業者の状況も踏まえながら、 書籍の購入コスト削減を図ること を検討する必要がある。【意見】	競争入札制度の活用を検討したが、迅速性が必要な週刊誌の購入等、一元的な導入は困難である。ただし定期購読図書の一部について、平成19年度から見積合わせで対応することとした。	措置済み
(カ) 図書装備の委託費を購入金額で 算出しているが、本来、図書装備 の業務は購入冊数に比例している	委託費の算定方法について検討したと ころ、購入冊数に比例した委託費はコス トが割高となるため、現行の委託方法で	措置済み

ため、購入冊数に比例して委託費|継続する。 を算出すべきであり、委託契約の 委託費の算定方法の検討が必要で ある。【意見】

- ウ図書資料の貸出
 - (ア) 貸出図書の長期未返却者に対し て、県ではペナルティを課すため の規定が存在しないが、他県の長 期未返却者に対するペナルティに ついて調査しているので、規程に どのように盛り込むか検討し、長 期未返却者に対応する必要があ る。【指摘】
 - (4) 未返却延滞図書についても、不 明図書の除籍の基準と同じよう に、5年経過したものは除籍処分 をし、督促をくり返して、回収の ための経費を発生しないようにす ることが必要である。【指摘】
 - (ウ) 「県立図書館あり方検討委員会 報告書」の趣旨に沿って資料収集 等の方向性を検討し、蔵書の貸出 率を高めるための施策も必要であ る。【指摘】
 - (エ) 各分類において書籍ごとの貸出 実績がないものは原因を分析し、 今後の受入方針に反映させていく 必要がある。【指摘】
- エ 市町立図書館等の支援状況
 - (ア) 学校図書館への貸出は、児童・ 生徒にも県立山口図書館資料の利 用を促す効果があり、今後、より 一層連携を深め、県立図書館の役 割を果たす必要がある。【指摘】
 - (4) 巡回協力車の運行には、司書が 巡回することでの市町立図書館と の連携の強化と、各館の課題等に 対しての支援という側面もあり、 物流の増加に対するコスト面の検 討に加えて、県立山口図書館の役 割を果たすという観点から、現状 の巡回回数等巡回協力車の運行の 状況を分析し、合理的な実施方法 を検討する必要がある。【意見】
- (2) 図書資料の管理
 - ア 図書資料点検

配架ミスには特段の注意をし、不 明図書資料発生の防止に努める必要

山口県立山口図書館延滞資料取扱要領 を平成19年4月1日に制定し、督促手順 の明文化及び長期未返却者に対して貸出 禁止処置を課すことができるようにし、 館内掲示、ホームページ、チラシ等によ り周知している。

山口県立山口図書館延滞資料取扱要領 を平成19年4月1日に制定し、督促の方 法を定め、貸出から5年間経過した長期 未返却図書は除籍することとした。また、 督促の方法を見直し、経費面も考慮した

山口県立山口図書館資料収集方針を平 成19年4月1日改訂するとともに、収集 した資料の紹介や展示等を実施し、蔵書 の貸出率の向上に努めた。

督促を実施することとした。

貸出実績のない原因を随時分析して、 この結果を資料受入の方針に反映させて いくよう努めた。

研修会や講師派遣により、学校図書館 関係者に対し県立図書館資料の貸出につ いてPRに努めた結果、学校図書館への 団体貸出が増加し、学校関係者との連携 も深まった。

巡回協力車の運行について、その業務 状況やコスト面などを分析・検討した結 果、平成19年度から、巡回コースを見直 すとともに、各市町立図書館との貸出・ 返却に係る物流の増加に対応して宅配便 の拡充を図ることとした。

配架ミス防止に努力するとともに、無 断持ち出し防止のため職員の巡回回数の がある。また、無断持ち出し防止対 | 増や利用マナーの向上啓発に努めた。B 策には、BDS(ブックディテクシ│DSの導入等については引き続き検討す

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

改善涂中

ョンシステム)の導入等が必要である。

る。【指摘】

イ 図書資料収蔵能力と現状の保有棚 数の状況

- (ア) 保存スペースへの対応として、 利用が少なくなり、開架から閉架 書庫へ移動したものは、必要性が なくなっているものとして、廃棄 を進めるべきである。【意見】
- (4) 資料の劣化対策については、資 料のマイクロ化やデジタル化を図 ることも検討する必要がある。

【意見】

(3) 備品等の管理

ア 使用されていない備品が放置され ており、物品規則に基づく手続きも なされていない。レコード及び8ミ リ映写機を含め、早急に物品規則に 従った処理を行う必要がある。

【指摘】

イ 物品標示票の貼付がない「パソコ ン」が1台放置してある。個人所有 であればその旨明記しておき、県に 管理保管責任がある備品とは明確に 区分しておく必要がある。【指摘】

(4) 施設の利用状況

ア レクチャールームの使用料は1時 間2,840円、冷暖房費は実費とされ ている。16年度の冷暖房費は1時間 1,080円とされているが、その根拠 が明確となっていない。条例で実費 とされており明確にする必要があ

る。【指摘】

イ レクチャールームの利用は1年中 利用可能となっているが、1年中利 用可能であるにしてはあまりにも低 い利用率である。施設の効率的利用 の面から、利用の増加について検討 すべきである。【指摘】

ウ 旧視聴覚センターの現状は、視察 した結果、物置であり、県立山口図 書館等は、資料の収蔵能力に限界が ある状態においてはその用途等を含 めて有効活用する方策を検討すべき である。【指摘】

(5) 人件費

これからは、調査研究、情報検索に おけるレファレンス業務の役割とその 有効性を高めるとともに、市町立図書 館への支援業務等への充実や、県立山しるよう努めた。

暫定的な保存スペース対応として、重 複図書の除籍を行い、計画的に除籍・廃 棄を進め、保存スペースの確保に努めて いる。

資料の劣化対策として、マイクロ化等 行ってきており、今後も計画的にマイク ロ化、デジタル化を図る。

レコード以外の不用備品については、 物品規則に基づき廃棄した。なお、レコ ードについては希少価値の高いものがあ るので、利用方法等について、平成19年 度中に検討する。

調査した結果、個人所有のものである と判明したため、所有者に持ち帰らせた。

冷暖房運転は全館供給システムでレク チャールームだけの実費は把握できない ため、19年度に全館の冷暖房費を面積按 分し、レクチャールームの面積分を実費 として算出することとする。

利用の増加には施設設備のリニューア ルが不可欠であるが、既設書庫の収蔵能 力に限界が来ているため、施設の有効活 用の面から書庫への転用を検討してい る。

書庫等への転用による有効活用につい て平成18年度に検討したが、点字図書館、 文書館等が利用している場所があり、引 き続き検討する。

平成18年度に市町立図書館への支援業 務や図書館運営等に配慮した館内組織の 再編を行い司書の専門性をさらに発揮す

措置済み

措置済み

改善途中

措置済み

改善途中

改善途中

改善涂中

口図書館内部における図書の整備・点 検等、県立山口図書館の運営等に司書 の専門的能力をより発揮する必要があ る。【指摘】

(6) 委託契約事務

ア 清掃業務の履行確認について、業 者からの清掃日誌の様式が契約書の 「清掃作業項目及び周期一覧」と一 致していないため、履行確認が十分 できない可能性がある。履行確認が 確実にできるように清掃日誌の様式 を検討すべきである。また、清掃日 誌の記入状況も雑であり業者に確実 に行うよう指導することが必要であ る。【指摘】

イ 入札を実効あるものとするため、 一般競争入札、または指名競争入札 の場合の予定価格の公表等検討する 必要がある。【意見】

ウ 契約を一つにすることにより業者 としてもより効率的な仕事ができる 可能性があり、ひいては契約金額が 下がる可能性があり、漫然と前年度 契約と同様の契約を行うことなく、 契約方法について検討する必要があ る。【意見】

(7) 図書館ネットワークシステム

ア 県立山口図書館の資源の有効利用 を促進するためには、県立山口図書 館の蔵書検索が県内どこにいても可 能であることを県民によく周知し、 ホームページの利用度を高める必要 がある。【指摘】

イ セキュリティの脆弱性に関して問題が発生しないようにセキュリティの方針を規程として定め、定期的に見直しを図る必要がある。【意見】

ウ 市立図書館へ行けば、県立山口図 書館や他の市立図書館の蔵書検索が できることを新聞・テレビ等で周知 する必要がある。【意見】 履行確認が十分出来るように、清掃日 誌の様式の見直しを行い、委託業者への 指導も行った。 措置済み

措置済み

予定価格を入札執行前に公表すること については、建設工事等一部の契約を除 き、入札価格の高止まりを招くおそれが あることや、他県でも極めて例が少ない こと等から、現時点では時期尚早と思わ れる。

当面は、入札執行後に県ホームページ 上で予定価格等の入札情報を公表するこ とにより公正性・透明性の確保を図るこ ととし、入札執行前の公表については、 今後、国や他県の動向も見極めながら検 討を行っていきたい。

契約内容等を検討した結果、平成19年度から空調自動設備保守関係の空調自動制御装置保守点検、ガス直だき吸引式冷温水機及び冷却塔保守点検、空調調和機等保守点検の業務契約を一契約とした。

措置済み

県立山口図書館の蔵書検索が県内どこにいても可能であることを行事などの広報を通じてアドレスの周知を図るとともに、ホームページの更新をタイムリーに行って魅力あるものにすることでアクセスを増やすことに努めた。

平成18年度に山口県立山口図書館情報 セキュリティー対策手順書を定め、平成 19年度から施行した。

県内図書館の横断検索等蔵書検索については、テレビ等でPRするとともに、 県や図書館の広報紙等で県民への周知を 図っている。また、市町立図書館へは、 蔵書検索機能のPRを要請した。 措置済み

措置済み

(8) 光熱水費の使用状況

水道の使用量については、設備の老 朽化に伴い、漏水等が発生する可能性 もあり、発生すれば使用量が多くなる ので、漏れがないかなど、絶えず使用 量の推移等に注意する必要がある。

【指摘】

(9) 点字図書館の業務運営

ボランティアグループに、資料作成 等を支援してもらっており、ボランテ ィアグループに保険に加入するよう勧 めているが、県ではボランティア保険 に加入していない。リスクマネジメン トの観点から県が傷害保険に加入すべ きではないかと考える。【指摘】

(10) 障害者サービス等の展開

県民への図書館サービスの充実強化 策として、ビジネス等の課題に対応し た資料の提供や情報の提供を行ってい く必要があり、社会経済環境の変化に 伴う利用者のニーズに的確に対応し た、サービスの提供に努めるべきであ ると思われる。【意見】

(11) 県立山口図書館の運営コスト

ア 県立山口図書館建物内には、山口 県文書館があるが、休館日が県立山 口図書館とは異なっており、休館日 を統一することにより光熱水費の削 減効果等がある。【意見】

イ 同一館内にある県立山口図書館と 山口県文書館で、総務部門の業務内 容には重複するものがあり、総務部 門の一元化をすることにより経費の 削減が可能である。【意見】

ウ 県立図書館のあり方検討委員会で 県立図書館の役割が明確にされたこ とにより、組織内の分掌事務につい てもその役割を効率的に遂行すると いう観点から見直し、検討する必要 がある。【意見】

(12) 県立山口図書館の管理運営のあり方 指定管理者制度について、市町立図 書館への支援等の公共性を実現する責 任は、当該制度に移行しても変わるも のではないことを前提とすること等の 点に留意し、導入の可能性を検討する ことが必要である。【意見】

(13) 各施設に関連する意見

ア 館長の非常勤化の検討 施設を対外的に代表する「顔」と

水道の使用料については、冷暖房機械 設備等運転管理業務を委託している業者 に毎日使用量を確認・報告させるなどチ エック体制の強化を行った。

平成19年度から同保険(280円/年) の半額に当たる自己負担分(140円)を 県費で支弁することとした。なお、残り
 半額は山口県社会福祉協議会が負担して いる。

平成18年度からビジネス支援のための コーナーを設置し、各関係機関との連携 により、資料や情報を収集提供しており、 県民ニーズに的確に対応したサービスの 提供に努めた。

平成19年度から月曜閉館として、休館 日を統一した。

図書館と文書館の総務部門の統合につ いて検討を行い、平成19年度から図書館 と文書館の総務部門を統合した。

平成18年度に組織改正し、分掌事務の 見直しを行った。

平成18・19年度の2カ年で指定管理者 制度の導入の可能性について検討してい る。

管理運営のあり方を検討する中で、館 改善途中

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

改善涂中

して活動すべき館長は非常勤とし、「長の非常勤化について検討していく。 館長を補佐する副館長は、事務方の トップとして常勤とすることを検討 する必要がある。【意見】

イ 定型的委託業務のコスト削減に関 して

現在、各施設ごとに契約を行って いるが、同一業者で契約している業 務もみられ、これを各館合同で一括 契約とし、競争入札を行うことによ りコスト削減に繋がるのではないか と考えられ、契約方法の検討が必要 である。【意見】

ウ 管理運営のあり方の県民への説明

各施設では、指定管理者制度の導 入の如何を問わず、直営での管理運 営のあり方を検証し、指定管理者制 度とする場合との比較等を含め、直 営を維持するのか、あるいは指定管 理者制度に移行するかなど、県民に、 望ましい管理運営のあり方につい て、説明責任を十分に果たす必要が ある。【意見】

2 山口県文書館

(1) 利用状況等

文書館の目的が遂行されるためには より多くの県民が利用する必要があ り、県民が古文書に親しみ、読解力を 高める機会を提供するための普及教育 活動等を充実させ、展開する必要があ る。【指摘】

(2) 資料収集・公開

ア 藩政文書(毛利家文庫)について は寄託を受けており、寄託契約書は ないということであった。受託の条 件等を整理して契約書を作成し、寄 託を受けた者としてその資料を保管 する必要がある。【指摘】

イ 諸家文書の寄贈については、従来 から研究員6人の協議により評価し ている。第三者を交えた客観的な評 価規程を作成すべきと考える。

【指摘】

ウ 寄託品については評価していない が、保管責任の観点から、寄贈品と 同様に評価規程を作成し、評価する ことを検討する必要がある。【指摘】

エ 寄託品に保険を付保していない

望ましい管理運営のあり方について検 討する中で、業務内容毎に合同契約の可 否についての検討を行うこととした。

改善涂中

他県の事例を調査するなど、望ましい 管理運営の在り方について検討し、最良 の管理運営方式について県民へ説明でき るよう努める。

改善涂中

(主務課 教育庁社会教育・文化財課)

古文書解読講座(入門講座、専修講座 の2種類)を毎月開催するとともに、平 成18年度から普及教育行事として「アー カイブズウイーク」を開催している。今 後とも普及教育活動の充実に努めてい

措置済み

寄託者に対し、寄託契約書の必要性を 申し入れており、契約の締結に向けて今 後も努力する。

措置済み

評価の仕方など、他県の状況も参考に しながら引き続き検討していく。

改善涂中

他県の状況も参考にしながら引き続き 検討していく。

改善涂中

他県の状況を調査したところ、保険を│改善途中

が、受託に伴う管理責任があること | かけていた例はなかった。今後とも防災 から、防災等のリスクへの対応が十 分か検討の必要がある。【指摘】

オ 1950年代、1960年代の公文書につ いては相当の時間が経過しており、 個人情報の検討作業を早急に進め、 県民が利用可能な状態にする必要が ある。【指摘】

カ 寄託文書については、返還時にお ける後日の寄託者との認識の相違が 生じないように、資料の写真を撮る こと、双方で確認した旨及び署名押 印をし、受託書か、または別紙調書 を作成し、保管しておく等の措置が 必要である。【意見】

キ 文書を廃棄しようとする時は、文 書館館長に照会しなければならない として、文書館の館長に廃棄文書の 取扱いに関しての判断を求めるよう にされている。平成17年度からの運 用に際して、学事文書課で文書引継 ぎのルールを検討中であるが(平成 17年8月の監査日現在ではできてい なかった。)、山口県公文書取扱規 程の趣旨に沿ったルールを早急に整 備し、確実に運用がなされるように 関係各課に注意を喚起する必要があ る。【意見】

(3) 資料の管理

ア 資料の整理状況

(ア) 行政文書のデータ未入力分は、 少なくともこの5年間整理された 実績がない。収蔵スペースの問題 もあり、文書としての資料の価値 があるのかないのか検討し、処分 も検討する必要があると思われ

る。【指摘】

(4) 業務の内容を分析し、専門分野 以外の業務には臨時職員を採用 し、資料の整理を促進できないか 検討する必要がある。【指摘】

イ 収蔵資料の現物点検

春日山庁舎書庫は文書資料の保存 には適切な施設とは言い難い。この ため、文書資料の保存上、機能の優 れた書庫を確保することができない か、早急に検討の必要がある。

【指摘】

や危機管理に万全を期していくととも に、寄託者に対し、事故破損等のリスク について県は責めを負わない旨の条件を 付す等の対策を検討していく。

平成18年度から非常勤嘱託職員を配置 し、閲覧に向けて個人情報の確認作業を 行っている。

改善涂中

文書が多種多様かつ点数が多いため、 1点毎の確認・写真撮影には長大な時間 と労力が必要である。そのため認識の相 違が生じないよう、寄託時に目録を作成 し、文書を双方で確認した上で、受託書 を交付している。

措置済み

学事文書課と協議し廃棄時の事務手続 きを確認した上で、廃棄予定文書の引き 継ぎに関して各所属機関に文書により周 知徹底を図った。

措置済み

行政文書は、歴史的資料として保存価 値があると判断されるものを収集してい る。資料整理については職員体制を見直 し、平成18年度から専門知識を有する非 常勤嘱託職員を雇用して行政文書のデー タ入力に努めている。

改善涂中

職員体制を見直し、平成18年度から専 門知識を有する非常勤嘱託職員を雇用し て資料整理の促進に努めている。

措置済み

平成18年度から書庫対策について館内 に検討会を設けるとともに、関係部署と も検討・協議を行っている。

改善涂中

(4) 切手・はがきの管理

ア 帳簿残高と現物の残高は、現物が 2枚不足しているという状況がみら れた。郵便切手類受払簿の記帳は正 確に行うことが必要であり、誤った 帳簿残高と現物が一致している状況 は好ましくない。【指摘】

イ 購入に当たっては、経済性の観点 から、実際の使用状況をみながら購 入枚数を決めることが必要である。

【意見】

(5) 文書館の運営コスト

コスト意識をもって、古文書及び公 文書の収蔵や保管という必要な役割を 果たすとともに、現状分析と明確な改 善目標を設定して事業評価を行い、効 率性にも配慮した管理運営が必要であ る。【指摘】

(6) 文書館の管理運営のあり方

ア 県立山口図書館・文書館・点字図 書館の休館日の統一について

文書館来館者は、その動線上で県 立山口図書館の蔵書を設置してある 棚等を越えれば自由に手にすること ができる状態にあることが判明し た。県有備品の紛失にもつながりか ねないため、財産保全の観点及びコ スト削減効果(約200万円)も踏ま え、休館日の統一に向けて適切な管 理方法を早急に検討すべきである。

【意見】

イ 文書館と県立山口図書館の総務部 門一元化について

文書館を廨以外の出先機関として 位置づけて、文書館の総務部門を県 立山口図書館に一元化することによ り、経費の削減を図るべきである。 さらに、文書館を県立山口図書館に 統合することが可能であれば、県立 山口図書館の館長が文書館を統括す ることになり、館長は一人でよくな り、県立山口図書館と文書館の組織 を一元化することにより予測される コストの減額は、約14,000千円程度 見込まれ、効率性・経済性が大幅に 改善されると思われる。【意見】

ウ 文書館の現状の課題への対応 古文書及び公文書の保管場所とし て適切な収蔵庫の確保の問題、また、

記帳漏れがあったものであり、直ちに 訂正した。

使用状況を確認し、必要最小限の購入 を行うよう徹底した。

措置済み

平成18年度中に館内で評価項目の設定 について検討し、平成19年度から閲覧利 用に関する現状分析を行うとともに、効 率的な管理運営のための事業評価を行う こととした。

改善涂中

措置済み

平成19年度から月曜閉館として、休館 日を統一した。

措置済み

平成19年度から館長を非常勤嘱託と し、文書館と図書館の総務部門を統合し

措置済み

平成18年度から館内に諸課題への検討 会を設け、書庫対策等の諸課題の研究・ 公文書の電子による永久保存を検討 | 検討を行っている。

するなどの課題への対応や休館日の 統一、組織の合理化への対応等を含 めて、文書館としてのあり方の検討 を行うべきである。【意見】

(7) 各施設に関連する意見

ア 館長の非常勤化の検討

施設を対外的に代表する「顔」と して活動すべき館長は非常勤とし、 館長を補佐する副館長は、事務方の トップとして常勤とすることを検討 する必要がある。【意見】

イ 管理運営のあり方の県民への説明 責任

各施設では、指定管理者制度の導 入の如何を問わず、直営での管理運 営のあり方を検証し、指定管理者制 度とする場合との比較等を含め、直 営を維持するのか、あるいは指定管 理者制度に移行するかなど、県民に、 望ましい管理運営のあり方につい て、説明責任を十分に果たす必要が ある。【意見】

3 山口県立山口博物館

(1) 利用状況等

ア 友の会の設置を検討し、県立山口 博物館に親しんで利用したいと思う 人の組織化を進めるなど、入館者増 加対策について検討する必要があ る。【意見】

イ 県立山口博物館の活動にボランテ ィアを受入れ、イベントの運営、広 報活動等の支援を得ることは、間接 的には入館者増につながるものと考 えられることから、受入れを検討す る必要がある。【意見】

- ウ 学校別に入館者の状況を分析し、 特に、入館者のない学校には、県立 山口博物館についての使命、役割、 展示物等についての広報活動等を行 うなど、入館者の増加対策を進める 必要がある。【意見】
- エ 山口・防府、宇部・小野田、下関 以外の地域については入館数が少な いが、その原因を分析するとともに、 広報活動の実施方法についても検討 の必要がある。【意見】
- (2) 収支状況及び入館料等の分析 企画展は無料入館者が多いため、財

平成19年度から館長を非常勤とした。

措置済み

他県の事例を調査するなど、望ましい 管理運営の在り方について検討し、最良 の管理運営方式について県民へ説明でき るよう努める。

改善途中

(主務課 教育庁社会教育・文化財課)

友の会の設置について検討をしてきた が、明確な結論は出なかった。今後も引 き続き、他館等の状況を踏まえて、導入 の是非について検討していく。

改善涂中

現在、組織化されていないが、天文分 野におけるボランティア活動が行われて いる。今後、活動範囲の拡大に向け検討 していく。

改善途中

平成18年度は、学校別の広報活動につ いて特に前年に入館等のない学校を重点 的に行い、学校関係の入館者等が1.5倍 程度増加した。今後とも、入館者の増加 対策に努めていく。

措置済み

平成18年度は、特に前年に入館等のな い地域の学校への広報活動を重点的に行 い、岩国地域の入館者数が増加するとと もに、学校関係の入館者等が1.5倍程度 増加した。今後とも、入館者の増加対策 に努めていく。

措置済み

現在の財務会計システムでの運用は困し改善途中

務分析は行われていない。企画展にどの程度の費用が実際発生しているかを確認することは次の計画のためにも重要であることから、今後事業ごとの費用の把握ができるように財務システムの検討が必要である。【指摘】

(3) 収蔵資料の受入

ア 寄贈

寄贈品の評価方法については、外部の第三者の鑑定の結果が書類で残されていないので、評価額が妥当かどうか確認することはできなかった。業者の調査した価格等確認できる資料を保存する必要がある。

【指摘】

- イ 寄託品について
 - (ア) 寄託受書に寄託期間の記載がない。【指摘】
 - (イ) 県は寄託品について受入れ時に 評価していない。賠償責任がある 以上、寄託時に評価し、寄託者と 合意しておく必要があると思われ る。【指摘】
 - (ウ) 寄託品について保険に付していない。受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か、他県の状況等を調査し検討する必要がある。【指摘】
 - (エ) 寄託資料の状況について、寄託者と県立山口博物館の両者が確認した旨の記載及び確認印を押印し、返還時に寄託品の状況について認識の相違が生じないようにする必要がある。【意見】
 - (オ) 寄託品の在庫件数108件のうち、この10年間展示や貸出に利用されたことがないものが14件あり、博物館資料受入基準に従って受入れしたものが10年間展示や貸出に利用されたことがないというのは、受入れが妥当であったのかどうか問題であり、これらの寄託品について博物館資料として有効性を検討する必要がある。【指摘】
 - (カ) 既に寄託者の住所不明が10人 (17件) あり、しかも増加するこ る。

務分析は行われていない。企画展にど | 難であるため、システムの改修を行う際の程度の費用が実際発生しているかを | に、検討することとする。

学術的評価は可能であるが、金銭的評価については現実的には不可能なため、 今後、評価を実施する機関を定めるなどの評価方法を検討していく。 改善途中

平成14年に山口県立山口博物館資料取扱要綱の改正を行い、寄託期間を5年と定めた。当該寄託品は、要綱改正以前に寄託を受けたものである。今後とも、要綱に基づき適正に管理する。

措置済み

既存の寄託品については更新等の機会 を捉えて評価し、受託者と合意すること とする。今後受け入れるものについては、 寄託時に評価し、寄託者と文書で合意す ることとした。 措置済み

他県の状況を調査したところ、保険をかけていた例はなかった。今後とも防災や危機管理に万全を期していくとともに、寄託者に対し、事故破損等のリスクについて県は責めを負わない旨の条件を付す等の対策を検討していく。

改善途中

寄託者と寄託品の状態について確認 し、お互いに認識に相違が生じないよう に内容を記録した書類を作成することと した。

措置済み

寄託者の意向を確認の上、意向に沿った展示を考え、有効活用していく。また、 資料は展示することのみでなく、貴重な 資料として保管・保存することも博物館 の重要な役割の一つと考えている。

措置済み

なお、保管・保存資料については、博物館ホームページにおいて収蔵資料として紹介・PRしている。

今後とも、要綱に基づき適正に管理する

とも考えられるので、取扱要綱に 従って寄託品の更新を実施すべき である。【意見】

(き) 寄託者が死亡し、相続が発生しているものがあるということであるが、相続の場合の寄託の取り扱いを取扱要綱に定める必要がある。【意見】

(4) 収蔵品の現物管理

ア 資料の整理の状況

専門的知識を必要とする分野以外 の未整理資料については、アルバイ ト等を雇用し、早期に資料化すべき である。【指摘】

イ 現物点検

資料については、未整理のものが 約3分の1あり、資料の整備が先では あるが、現物管理上、資料の重要度 を考慮し、点検の実施方法を明確に 定め、効果的かつ効率的に実施する 必要がある。【指摘】

ウ 収蔵能力

収蔵スペースは限界に達している 状況であり、今後、資料が増加すれ ば収蔵庫の確保が必要となる。寄託 品について貸金庫代わりとも思える ようなものなどは返還するなど整理 することも必要である。【指摘】

エ 物品標示票の貼付について

(ア) 全指定物品24件のうち、物品標示票の油性マジックが消えて読めないものが3件、物品標示票の貼付がないものが3件あった。

【指摘】

(イ) 収蔵資料の中に、物品規則の趣 旨に従わず、物品標示票を貼付し ているものがあった。【指摘】

才 指定物品

- (ア) 指定物品を取得した場合、取得日から20日以内に県知事への報告が義務付けられているが、8件については指定期間を経過しており、物品規則第12条第7項の規定に従っていない。【指摘】
- (イ) 指定物品である日本画他2点について、評価調書が添付されていない。評価した者及び評価の基準・方法・評価額等が不明であり、貸出等を行う場合、保険の付保に当たり評価額は必要である。事後

山口県立山口博物館資料取扱要綱に基づき、5年ごとの更新の際に、寄託者の 状況を確認することとした。なお、相続 発生時は正当な相続人の意向に基づき、 寄託品を返還するなどしている。

学術的な資料整理は専門知識を身につけた職員のみが行える作業であり、現職員体制で可能な限り進めていく。

アルバイトでの対応が可能な単純作業 については、実施方法を定めて、年次的 に未整理資料の点検を行っている。

県民の貴重な財産である資料は展示することのみでなく、貴重な資料として保管・保存することも博物館の重要な役割りの一つと考えており、今後とも収蔵スペースの確保に努める。

物品標示票の貼付がないもの、字が消 えて読めないものについては、新たな物 品標示票を貼付した。

物品標示票を添付することが適当では ない物品の物品標示票については、取り 外した。

物品規則に基づいた処理を行うよう徹底した。

指摘のあった指定物品の評価については、評価方法等を検討しており、今後評価方法を整理し評価を行う。

措置済み

改善途中

措置済み

改善涂中

措置済み

措置済み

措置済み

的になるが評価を行っておく必要 がある。【指摘】

カ 収蔵品の有効利用

- (ア) 倉庫に保管したままになってい る収蔵品があるが、展示に利用す るなど広く県民のために有効活用 されるべきである。そのためには 物品規則第32条の保管転換の手続 きにより、山口県立美術館で保有 すべきである。【指摘】
- (イ) 県立山口博物館の所蔵品には、 日本画、屏風、掛け軸、洋画、版 画、焼き物等があり、県立山口博 物館で所蔵すべきものかどうか、 収蔵場所について検討を要するも のがある。【指摘】

(5) 備品等の管理

ア 劇物の保存について

劇物14品中13品は平成15年度に不 用の決定をしたものの、その後廃棄 されず、長期滞留していた。安全性 の観点から、物品規則第48条の規定 により早急に廃棄すべきである。

【意見】

イ 図録について

図録については、現物の部数と受 払帳の部数が照合できるように、贈 呈用の部数についても受払の記録を 残すように整理する必要がある。

【指摘】

ウ 切手・葉書の取得・管理及び処分 切手、はがき出納簿において、使 用したものの職員の受領印が全てに わたり押印されていないので、使用 者が誰なのか不明である。切手、は がきの管理上は使用職員の受領印を 押印し、使用者を明確にする必要が ある。【指摘】

(6) 人件費

振替出勤日における時間外手当の割 増率について、割増率は125/100でな ければならないのに、135/100の割増 率を適用しており、計算が誤っている。

【指摘】

(7) 委託契約事務

ア 空調設備等運転管理(2,909千円)

総合博物館である当館の各部門の調査 研究のために収蔵した資料であり、また、 資料は展示することのみでなく、貴重な 資料として保管・保存することも博物館 の重要な役割の一つと考えている。なお、 収蔵品の展示など有効活用については、 従来から山口県立美術館などと連携して いる。

総合博物館である当館の各部門の調査 研究のために収蔵した資料であり、また、 資料は展示することのみでなく、貴重な 資料として保管・保存することも博物館 の重要な役割の一つと考えているため当 館で保管する。なお、収蔵品の展示など 有効活用については、従来から山口県立 美術館などと連携している。

平成18年2月13日に廃棄した。

贈呈用図録については、送付先と贈呈 部数がわかるように記録を保存するとと もに、受払帳においても贈呈部数を記入 し、残数の確認ができるようにした。

切手・はがきの受払の際、使用職員の 受領印を押印することとした。

時間外手当の割増率の誤適用につい ては、平成17年11月21日に戻入し、適正 に処理した。

空調設備等運転管理業務委託について|措置済み については、3社から見積もりを徴 は、平成18年度から、指名競争入札を実

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

取しており、随意契約する必然性に|施した。 ついて検討の余地がある。【指摘】

イ 空調設備、対戦型ロボット、展示 用ロボットに係る3件の保守点検業 務の委託先が、業務の再委託を行っ ている。契約書上、再委託は制限さ れており、再委託を行う場合には、 館長の書面による承認が必要である が、その手続が行われていない。

【指摘】

- ウ 「清掃日誌」と契約内容とを照ら し合わせてみたところ、契約上清掃 が求められている場所について、清 掃を行ったとの記載がないものがあ る。「清掃日誌」は、契約の履行を 確認する意味を持つものであり、契 約との不整合がないか常に管理する 必要がある。【指摘】
- エ 館内外清掃業務の入札の効果をさ らに上げるためにも、予定価格の公 表等検討する必要もある。【指摘】

オ 空調設備等運転管理、自動ドア保 守点検、特定建築物管理業務、資料 薫蒸業務、展示室及び理工展示物保 守点検及び暖房用温水ボイラー整備 点検業務は契約金額は変化がないか または下落しているにもかかわら ず、予定価格は上昇している。予定 価格が実態にあっておらず、積算に ついて見直す必要もあるのではない かと考えられる。【指摘】

(8) 工事請負契約等

ア 工事請負契約

車椅子用昇降機取付工事は、階段 に車椅子用昇降機を取り付けたもの であり、昇降機として公有財産台帳 に記載すべきものと考える。【指摘】

イ 営繕工事契約

(ア) 営繕工事の支払いが請求書受領 あった。【指摘】

平成18年度から、再委託については館 | 措置済み 長の承認を行った。

委託業者に確実に清掃日誌に記載する よう指導するとともに、職員による確認 を徹底した。

措置済み

予定価格を入札執行前に公表すること については、建設工事等一部の契約を除 き、入札価格の高止まりを招くおそれが あることや、他県でも極めて例が少ない こと等から、現時点では時期尚早と思わ れる。

措置済み

当面は、入札執行後に県ホームページ 上で予定価格等の入札情報を公表するこ とにより公正性・透明性の確保を図るこ ととし、入札執行前の公表については、 今後、国や他県の動向も見極めながら検 討を行っていきたい。

平成18年度から前年度の契約実績と積 算を比較し、金額の低い方を予定価格と した。

措置済み

平成18年1月1日現在の公有財産台帳 価額の改訂に際し、公有財産台帳に記載 した。

政府契約の支払遅延防止等に関する法 後1ヶ月以上経過しているものが | 律の規定に基づき、支払が遅延しないよ う周知徹底した。

措置済み

(イ) 営繕工事関係支出については、 公有財産台帳等には記載しないこ ととしている。燻蒸ガス除毒装置、 3F. 4F. フットライト取付工事は 明らかな資産の取得があり、公有 財産等として、台帳記載が必要で はないかと考える。【指摘】

(9) 県立山口博物館の運営コスト

人件費について、他の県立博物館と の比較や設置者が県立博物館以外の公 益法人等との比較をし、職務の役割と 従事者数等について見直しをするな ど、人件費の削減を検討する必要があ る。【指摘】

(10) 県立山口博物館の管理運営のあり方 ア 最近の入館者数が減少しているこ とから、県立山口博物館の設置目的 にあるサービスが、県民のニーズに 適合し提供されているのか検討が必 要である。【意見】

イ 指定管理者制度について民間事業 者等(指定管理者)が、県立山口博 物館の設置目的の遂行を県民のニー ズに適合させながら運営することが 可能か(博物館資料等についての専 門的な知識を有するスタッフの配置 が可能かを含めて)などの観点から、 導入の可能性を検討する必要があ る。【意見】

ウ 施設設備の計画等、県立山口博物 館のあり方を検討する際には、平成 16年4月に公表されている、山口市 の第5次の街づくり構想の観点を踏 まえることも必要である。【意見】

(11) 各施設に関連する意見

ア 館長の非常勤化の検討

施設を対外的に代表する「顔」と して活動すべき館長は非常勤とし、 館長を補佐する副館長は、事務方の トップとして常勤とすることを検討 する必要がある。【意見】

イ 定型的委託業務のコスト削減に関 して

現在、各施設ごとに契約を行って

燻蒸ガス除毒装置は、備え付けの設備 でないことから公有財産台帳に記載する 設備ではなく、フットライト工事につい ては既存施設の補修に過ぎず、財産価値 の上昇が認められないことから、台帳に 記載していない。

当館は総合博物館であるため、7つも の分野があり、それぞれの分野に専門の 学芸員を配置しているため、他県に多く 見られる単分野の博物館に比べると人件 費は多くなるが、展覧会費をはじめとす る運営費は他県に比し非常に少額であ り、職員の創意・工夫により事業費に頼 らず精一杯の博物館活動を行っているの が実態である。今後、指定管理者制度の 導入の可能性について検討する際に、併 せて人件費の抑制等について検討してい く。

県民のニーズに合った企画展の開催や 館内授業などの学校と連携した取組を行 い、入館者数は平成17年度から増加傾向 にある。

平成18・19年度の2カ年で指定管理者 制度の導入の可能性について検討してい る。

当館の在り方等を検討する際には、山 口市の街づくり構想も考慮しながら検討 していく。

管理運営の在り方を検討する中で、館 長の非常勤化について検討していく。

望ましい管理運営の在り方について検し改善途中

改善途中

措置済み

措置済み

改善涂中

改善涂中

務もみられ、これを各館合同で一括 | 否について検討を行うこととした。 契約とし、競争入札を行うことによ りコスト削減に繋がるのではないか と考えられ、契約方法の検討が必要 である。【意見】

ウ 管理運営のあり方の県民への説明 責任

各施設では、指定管理者制度の導 入の如何を問わず、直営での管理運 営のあり方を検証し、指定管理者制 度とする場合との比較等を含め、直 営を維持するのか、あるいは指定管 理者制度に移行するかなど、県民に、 望ましい管理運営のあり方につい て、説明責任を十分に果たす必要が ある。【意見】

4 山口県立美術館

(1) 利用状況

ア 入館者の推移

入館者の増加のためには、魅力あ る共催展の実施及び企画力のある自 主企画展の開催が必要と考えられ る。【指摘】

イ 企画展開催状況

- (ア) 共催展は、共催者にとって、社 会文化事業としての展覧会の開催 に当たり、他県に比較して収支が 悪いこととなれば、山口県での開 催が少なくなることも考えられ、 県として、無料であるために開催 上不利となる額の負担等の検討が 必要である。【指摘】
- (イ) 現在の県のシステムからは、収 支明細を自動的に作成することは できないため、手作業で収支明細 を作成しており効率的ではない。 事業を行う限り、収支の状況は明 らかにする必要があり、(そうで なければ事業評価はできない)、 会計システムについて検討する必 要がある。【指摘】
- (ウ) 財務執行の透明性を確保する観 点からすれば、今後、実行委員会 という方法ではなく、児童生徒やしいる。

いるが、同一業者で契約している業 | 討する中で、業務内容毎の合同契約の可

他県の事例を調査するなど、望ましい 管理運営の在り方について検討し、最良 の管理運営方式について県民へ説明でき るよう努める。

改善途中

(主務課 環境生活部文化振興課)

平成16年度にピカソ展、平成17年度に 興福寺国宝展、平成18年度に「雪舟への 旅」展と魅力のある展覧会を実施した。 今後も、予算状況を勘案しながら、入館 者数の増加に向けて、魅力ある共催展と 企画力ある自主企画展を計画的に開催し ていく。

措置済み

無料対象者の入館料の有料化につい て、入館者数の状況等を踏まえて、検討 している。

改善途中

財務会計システムの改修を行うときに 併せ検討することとした。

改善涂中

実行委員会のメンバーである報道機関 の意向や入館者数の状況を考慮しなが 方式を採用する場合は、追加支出 | ら、入館料の有料化について、検討して

改善涂中

高齢者の有料化も検討する必要が ある。【指摘】

(エ) 平成16年9月27日付けの競争入 札等審査会(業務委託契約)が作 成されており、選考業者としてピ カソ展実行委員会となっている が、選考理由等の書類が不備であ る。【指摘】

(オ) 県の払い戻し額23,939千円は、 完了検査が平成17年6月17日であ り、平成17年度の歳入となってい る。展覧会が3月に終了しており、 やむを得ないともいえるが迅速に 処理すべきである。【指摘】

(2) 入館料等の収入

入場券の受払台帳がないが、入場券 の管理としては、発行枚数から使用し た枚数を控除する受払台帳を作成し、 年に1度は未使用枚数と照合し、発行 した枚数の顛末が明らかになるように すべきである。【指摘】

(3) 美術品の受入

ア 購入

(ア) 美術品収集の方針はあるが、具 体化された計画がなく、購入実績 と比較して計画の達成度や計画の 見直し等ができない状況であり、 購入実績と比較できるように具体 的な収集計画の作成が必要であ

る。【指摘】

- (4) 開設以来、美術品の購入は原則 として業者提示価格で行っている ということであるが、業者が作成 した証憑書類はなく、少なくとも 業者から提示価格の証憑書類をと る必要がある。【指摘】
- (ウ) 美術品購入価格決定の書類とし ては評価証が残るのみで過程が不 明である。価格の経済性をチェッ クするという観点からも購入する 美術品の評価の状況等、審査会の 記録を残すべきである。【指摘】

イ 寄贈

(ア) 平成16年度取得の美術品につい ては備品管理簿(台帳)に記載さ れていない。また、保管転換した 作品について作品カードと照合し ようとしたが作成されていなかっ た。【指摘】

選考理由の書類等を添付し、書類の不 備を改善した。

措置済み

今後は、展覧会終了後、速やかに金額 の確定及び歳入歳出等の事務処理を行う こととした。

措置済み

受払台帳を作成し、未使用枚数の照合 を行うこととした。

措置済み

収集対象となる美術品が市場に出る時 期をあらかじめ把握することは、極めて 困難であるが、現行の第2次作品収集計

画に沿って、各年度ごとの収集計画を作

成することとした。

業者から提示価格の証憑書類を提出さ せることとした。

措置済み

措置済み

購入する美術品評価の状況等を審査会 の議事録に残すこととした。

措置済み

記載漏れのあった美術品について、管 理簿に記載するとともに、保管転換した 作品については、作品カードを作成した。

(4) 平成16年度に基金により購入し 今後、基金から払い戻しを受けるため | 改善途中

た香月泰男「アムール」60,000千 の手続きを進める。 円は県立美術館としての取得では なく、基金所有によるものであり 県立美術館の備品ではない。

【指摘】

(ウ) 香月泰男「涅槃」の寄附は平成 16年3月31日とされているが、物 品寄附採納承認通知書の日付は平 成16年4月2日であり、書類からす れば平成16年度取得となる。

【指摘】

- (エ) 保管転換した香月泰男「寒林」 7,000千円について保管転換通知 書が見当たらなかった。【指摘】
- (オ) 寄附採納した2件について書類 と照合したところ、物品寄附採納 承認通知書が見当たらなかった。

【指摘】

ウ 寄託

(ア) 寄託を受けた場合、美術作品預 り証を発行しているが、平成16年 度の寄託作品25件のうち1件につ いて、美術作品預り証に寄託を受 けた日の記載がないものがある。

【指摘】

- (イ) 美術作品預り証の控を入手して いないケースがあるが、後日の証 拠書類として控の保存が必要であ る。【指摘】
- (ウ) 寄託を受けた作品の状況に関す る書類を作成し、寄託者と受寄者 が作品の状況について確認した旨 の押印をし、後日、作品の状況に 関して認識の相違が生じないよう に対処することが必要であると考 えられる。【意見】
- (エ) 寄託に関しては保存や利用条件 について、また経費負担について は口頭で説明し、了解していると いうことであるが、受寄に関して 契約書の作成を検討することが必 要である。【意見】
- (オ) 寄託品に関して保険が付保され ていないが、受託に伴う管理責任 があることから、防災等のリスク への対応が十分か、他県の状況等 を調査するなど検討する必要があ る。【意見】
- (カ) 寄託品について受寄時に評価を

取得年度を平成15年度から平成16年度 に修正した。

書類を検索し、保管転換通知書を確認 した後、所定の場所に保管した。

書類を検索し、物品寄附採納承認通知 書を確認した後、所定の場所に保管した。

受託時に調書、一時預かり証等の書類 に日付を記載するよう周知徹底した。

作品を預かる際には、預かり証の写し を保存するよう周知徹底した。

作品寄託の際に、作品の状況について の認識の相違が生じないよう、作品状態 確認調書に双方が押印することとした。

平成17年度以降、原則として寄託者と の協議により条件を確認の上、寄託契約 書を作成するなど改善した。

他県の状況を調査したところ、保険を かけていた例はなかった。今後とも防災 や危機管理に万全を期していくととも に、寄託者に対し、事故破損等のリスク について県は責めを負わない旨の条件を 付す等の対策を検討していく。

寄託作品については、作品収集審査会 | 措置済み する必要があり、今後評価方法を一で評価し、寄託品の評価額を記載した調

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

改善途中

検討する必要がある。【意見】

(4) 美術品の活用度

保有する県有財産を有効に活用する という観点から、常設展での展示内容 の工夫や他の美術館との連携を深める こと、また、相互貸借の促進等を積極 的に行うべきである。【意見】

(5) 美術品の管理

ア 美術品の点検は現物管理の観点か ら重要であり、数年間で一巡する形 で循環的に実施するなどして効果的 ・効率的な点検の方法を定め、実施 する必要がある。【指摘】

イ 1品200万円以上の指定物品に該当 する場合、毎年の増減と現在高を示 した「物品現在高報告」を本庁に行 うことになっているが、実地棚卸を 行っていないので、データの信頼性 が確保されていない等の問題があ り、このような点からも実地棚卸は 必要である。【指摘】

(6) 収蔵庫の状況

収蔵庫の増改築は財源の関係もあり 困難な状況であり、残りの若干のスペー新たに収納棚を設置した。 ースの効率的使用を工夫し、対応する 必要がある。【指摘】

(7) 美術品以外の備品等の管理

ア 物品標示票の貼付がないものが1 件あった。【指摘】

イ 貼付された物品標示票の番号と備 品管理簿の番号が相違するものが2 件あった。【指摘】

ウ 現在壊れて使用不可能なイメージ スキャナー1台、テレビ2台について は、物品の不用の決議等により処分 の手続が必要である。【指摘】

エ テレビモニター1台が1階作業室に 使用されず放置されている。県有資 産でないものが県の施設内に放置さ れていることは、管理責任のある県 所有の備品との区別が曖昧になり、 速やかに所有者に引き取りを依頼す るなどの対応が必要である。【指摘】

オ 図録の受払帳の残高数量は、販売 用目的の図録のみ払出の記入をして おり、図録には、他に永久保存用、 寄贈用、保管用の目的のものが存在 するが、その目的ごとの図録の払出 の記入を行っていないので、一つの 図録において、全部の動きを反映し 書を作成することとした。

常設展の展示内容について、年間を通 じたテーマ性を持たせるなどの工夫を行 うこととした。また、他館とのコレクシ ョン相互交換展示など、他の美術館との 連携等を積極的に行うこととした。

美術品の点検方法についての検討を行 い、常設展示を4年程度で一巡する形で 行い、効果的・効率的な活用と点検を行 うこととした。

実地棚卸を毎年実施し、作品の増減・ 現在高の現状を把握することとした。

収納スペースを有効に活用するため、

物品標示票を貼付した。

備品管理簿等の番号を物品標示票の番 号に合わせ、物品標示票と備品管理簿の 整合を図った。

物品不用の決議を行い、廃棄した。

寄附申出書を徴取し、備品として保管 した。

使用目的別に図録の残高数量が把握で きるよう、受払帳に使用目的を記入する こととした。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

たものになっていなかった。【指摘】 カ 郵便切手・はがき出納簿において 使用職員の受領印の押印洩れが散見 されるが、物品規則に基づいて正し く運用する必要がある。【指摘】

(8) 施設の利用状況

ア 遊休施設について

(ア) 県立美術館の建物内になく、しかも駐車場設備がない状況では喫茶室としての利用は見込みがないと思われ、ボランティアの控室等への転用を図るなどの検討を要する。【指摘】

(イ) 窯業場は、現状、倉庫として利用しているが、上記の喫茶室を含めて遊休施設の活用方法について検討を要する。【指摘】

イ 講座室

年度別でみると、講座室の利用回数にはバラツキがあるが、幅広い美術鑑賞のなお一層の拡大、掘りおこしを図るという目的を達成するためには、過年度の実施状況を分析し、開催の実施可能な回数を、講座の企画内容と併せて検討する必要がある。【指摘】

る。【相間】

(9) 長期滯納収入未済債権

喫茶室の使用料及び光熱水費の回収 が進まない状況では、費用対効果の面 を考慮し、法的手続により回収事務手 続きを進めるかどうか検討する必要が ある。【指摘】

(10) 人件費

臨時、日々雇用の時間外勤務について、「時間外勤務・休日勤務命令簿」の記載を行う必要があるということであるが、香月泰男展における時間外勤務ではこれを作成していない。【指摘】

(11) 委託契約事務

ア 空調自動制御装置保守業務、機械 設備等運転管理業務及び昇降機装置 保守義務の契約について随意契約と している理由はそれぞれにあるが、 競争入札を行うことができないかの 再度の検討が望まれる。【指摘】

イ 過去5年間の推移をみてみると、 予定価格に対し契約金額が100%と なっている契約が多くあり、また、 予定価格自体変化は少なく価格に硬 直性がみられる。仮に業務内容から すをに価格の硬値 考見積を徴取し程 に算出した予定値 額と比較しながら することとした。

物品規則に基づいて確実に受領印を押 印するよう職員に徹底した。

喫茶室の有効利用については、ボラン ティア室をはじめ様々な活用方法を検討 し方向性を出すこととする。

窯業場を含めた遊休施設の活用方法については、倉庫、会議スペース等施設に合った使用方法を検討する。

講座の企画内容や実施可能回数など、 講座室の利用促進策について検討を行い、美術関連行事への施設利用促進を図る。

費用対効果の面を考慮して法的手続き は行わず回収に努めたが、平成19年1月 に消滅時効が完成したため、会計規則に 基づき不納欠損処分を行った。

臨時・日々雇用の時間外勤務が発生したものについて、時間外命令簿を作成した。

エレベータ保守点検業務について指名 競争入札を行った。

予定価格の硬直性を招かないよう、参 考見積を徴取し積算資料などの冊子を基 に算出した予定価格若しくは前年度契約 額と比較しながら適切な予定価格を算出 することとした。 改善途中

措置済み

改善途中

改善途中

措置済み

措置済み

措置済み

前年度と同一の業者と契約を行わざるを得ないとしても、予定価格の硬直性が契約金額の硬直性に繋がっているのではないかと考えられることから、まず適切な予定価格の積算が求められるところである。【指摘】

(12) 営繕工事事務

電気室高圧電源連結盤改修工事は工 事金額が250万円を超えており、本契 約は令第167条の2第1項第1号及び会計 規則第165条の2の定めに従っていない ものである。【指摘】

(13) 美術品管理システム

ア 美術品管理システムは、データ未整備のため、美術品の入出庫管理及び利用履歴の機能は指定物品に利用されているだけで、作家管理機能はまったく利用されていないという状況であり、十分利用されていない。

【指摘】

イ 今後の導入に際しては、未利用作品の一覧の検索機能等が可能となるようにソフトを整備し、ユーザ受入テストの記録を残して、所定の責任者の承認を得る必要がある。【指摘】

- ウ 美術品管理システムの導入効果を 定性的・定量的に示したものがな く、導入目的の達成度が検証できず、 目的達成に向けてのコントロールが されていない。【指摘】
- エ アクセス管理はID、パスワードで なされているが、サーバは鍵つきの 部屋に保管されておらず、また、バ ックアップ用のテープの保管も管理 方針に沿ってなされていない。

【指摘】

オ システム導入スケジュールには、 システムを設計し、構築後、本稼動 に入る前には、単体テスト及び運用 テストが行われることになっている が、テストにおいてどういう不具合 が検出され、どう対応したかの記録 文書がなく、責任者によるテスト結 果の承認を示した文書もない。

【指摘】

(14) 光熱水費の使用状況

使用量の推移には注意し、異常性をより早く発見することが経費の無駄を発生させないために必要である。

【指摘】

会計規則等に基づき、工事金額に応じた適正な契約事務処理を行うよう徹底した。

措置済み

システムの有効利用の検討を行い、改善を図ることとする。

改善途中

未利用作品の一覧の検索機能等が可能 となるようにソフトの整備を進めること とし、導入に際しては、受入テスト等の 記録について責任者の承認をとるよう徹

システム導入の効果について分析を行い、導入目的の達成度の検証を行う。

措置済み

改善途中

サーバーラックを設置し、適正に保存できる環境を整備した。テープの保管については、鍵をかけてラックに保管するよう周知徹底した。

措置済み

今後、修正等が発生した都度、テスト 結果の承認や報告書等の書類を整えるよ う周知徹底した。 措置済み

無駄な水道の使用をなくすため、前月 や対前年同月の使用状況との比較するな どして、使用量を把握することとした。 措置済み

底した。

(15) 県立美術館の管理運営のあり方

ア 常設展及び自主企画展の入館者数 は、平成16年度は周防国分寺展の開 催により増加したものの、長期低落 傾向にあり、本県の特色を発揮する 郷土色豊かな美術館としての役割を 十分に果たしているといえるか、検 討の余地がある。【意見】

イ 県立美術館の公共性に鑑みて、県 民のニーズと県立美術館の基本方針 の整合性について検討の必要がある と思われる。【意見】

ウ 平成15年6月の法改正により可能 となった、管理の効率化とサービス の質の向上を目的とした、指定管理 者制度の導入の可能性を検討する必 要がある。【意見】

エ 施設整備等、県立美術館のあり方 を検討する際には、平成16年4月公 表の山口市の街づくり構想の観点を 踏まえる必要があることは、県立山 口博物館と同様である。【意見】

(16) 各施設に関連する意見

ア 定型的委託業務のコスト削減に関 して

現在、各施設ごとに契約を行って いるが、同一業者で契約している業 務もみられ、これを各館合同で一括 契約とし、競争入札を行うことによ りコスト削減に繋がるのではないか と考えられ、契約方法の検討が必要 である。【意見】

イ 管理運営のあり方の県民への説明 青任

各施設では、指定管理者制度の導 入の如何を問わず、直営での管理運 営のあり方を検証し、指定管理者制 度とする場合との比較等を含め、直 営を維持するのか、あるいは指定管 理者制度に移行するかなど、県民に、 望ましい管理運営のあり方につい て、説明責任を十分に果たす必要が ある。【意見】

5 山口県立萩美術館·浦上記念館

(1) 利用状況等

ア 来館者数が開館当初の平成8年度、 9年度当たりと比較すると3分の1程 度に減少しており、しかも人口6万 人弱の萩市に設置されていることかしな広報活動を行うこととした。

平成18年度は本県ゆかり画家・雪舟を テーマにした「雪舟への旅展」を開催し、 10万人を超える入館者を数えた。今後も、 郷土色豊かな美術館として、本県ゆかり の作家を積極的に取り上げ、全国に向け て情報発信できるような魅力ある展覧会 を開催していく。

県民のニーズを把握した上で、美術館 の基本方針との整合性について検討を行 う。

平成18年度、平成19年度で、他県の事 例・状況の調査を行い指定管理者制度導 入の有効性などを検討し、方向性を出す こととする。

美術館のあり方を検討する際には、山 口市の街づくり構想の観点を踏まえるこ ととする。

望ましい管理運営のあり方について検 討する中で、業務内容ごとに合同契約の 可否についての検討を行うこととした。

他県の事例を調査するなど、望ましい 管理運営のあり方について検討し、最良 の管理運営方式について県民へ説明でき るよう努める。

(主務課 環境生活部文化振興課)

報道機関、各種週刊誌、月刊誌、旅行 情報誌へ当館所蔵作品の掲載協力や広報 誌等を活用した情報提供を行い、広域的

措置済み

改善途中

改善涂中

改善途中

改善涂中

改善涂中

ら、基本的には広域を対象とした戦 略のもとに、県立萩美術館・浦上記 念館を運営する必要がある。【意見】

- イ 平成16年度の小・中学生及び高校 生の入館者数の割合は7.5%に低下 しており、専任か兼務は別として担 当者を配置するなどして学校連携を 強化する必要がある。【意見】
- ウ ホームページへのアクセスの件数 を少なくとも年度ごとには把握し、 利用者の関心の程度を見極めて対応 する必要がある。【意見】
- エ 展覧会の内容については予算の制 約もあるが、アンケート結果の分析 結果や利用者のニーズを反映した魅 力のある展覧会が開催されれば、入 館者の増加に結びつくものと考えら れるので、展覧会の内容を考える委 員会の設置等を検討すべきと思われ る。【意見】
- オ 萩市及び観光協会等と一体となっ て、地域の振興及び活性化のための 協力をし、連携を深める中で、県立 萩美術館・浦上記念館を萩の観光コ ースへ組み込むことなどの提案を し、実現させることなどが観光客の 県立萩美術館・浦上記念館への入館 者増加対策として必要である。

【意見】

(2) 共催展の収支決算

平成16年度の共催展は、いずれも当 初の出資金額の回収はできていない。 したがって、展覧会における収支の改 善、特に有料入館者の増加の方策を検 討する必要がある。【指摘】

- (3) 入館料
 - ア 招待券の受払帳への記載が行われ ていない部署がある。【指摘】
 - イ 招待券の受払帳には配布した館の 担当者の記載はあるが、配布先の記 載がないため、配布の実態がわから ない。【指摘】
 - ウ 招待券の配布対象の基準について は、考え方は示されてはいるが、館 としての正式な承認手続を経た基準 として定められておらず、配布対象 の基準を明確にする必要がある。

【指摘】

(4) 売店の業務

A社に対して、販売場所を提供して

展覧会担当を中心に各教育委員会、学 校への訪問を行い、美術館の利用促進の 働きかけを行った結果、平成18年度の小 ・中学生及び及び高校生の入館者数は前 年に比べて増加した。

ホームページのアクセス件数(月別、 総数)を把握できるようシステムを修正 し、利用者ニーズの分析を行った。

美術館開設時から設置している専門家 による「顧問会議」を開催し、美術館の 運営等について協議を実施した。今後と も、「顧問会議」の意見やアンケートの 集計結果を参考に魅力ある展覧会を企画 し、入館者の増加を図る。

萩城下町着物めぐり得々パスポートや 着物ウィークIN萩など、萩市観光協会 等が主催する観光行事に積極的に参加す るとともに、萩市や萩市観光協会と一体 となって、展覧会チラシの観光施設への 配置や旅行会社への働きかけを強化し た。

展覧会の収支改善に向け、観覧料の見 直しや入館者増加策について、検討を行 う。

招待券を配布する際の受払帳への記載 を職員に周知徹底した。

招待券の配付先を受払帳に記載するよ う職員に周知徹底した。

平成18年4月1日に、招待券の配付対 象について「招待券配布基準」を策定し、 その配付基準に基づき配付を行ってい る。

平成18年3月31日付けで、行政財産の | 措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

改善途中

措置済み

措置済み

産の使用許可が必要であり、受託販売 を行っているという見地に立てば受託 販売契約書の締結、販売手数料の取扱 いについての方針及び承認手続きの検 討が必要である。【指摘】

(5) 美術品の受入

ア購入、寄贈

- (ア) 美術品の購入は、業者提示価格 で行っているが、提示価格は口頭 せることとした。 であり、書類に提示価格が示され たものはない。業者提示価格の事 実を明らかにするために、業者か ら提示価格の証憑書類を入手する 必要がある。【指摘】
- (4) 業者提示価格との比較が審査会 の評価の平均ということで運用し ている点について経済性の観点か らは、最低評価額の評価過程を審 査会で吟味した上で、合理的であ れば購入業者の提示価格と比較す るということを検討してもよいの ではないかと考える。【指摘】
- (ウ) 寄贈者から美術品の評価額が提 示されているが、評価額を示す資 料は残されていない。寄贈品の評 価額は、貸出の際の保険料算定、 また、類似美術品の購入価格の検 討にも影響があるので、評価額の 評価資料を残しておく必要があ

る。【指摘】

イ 寄託

- (ア) 寄託品の預り証の発行が後にな る場合があり、美術作品の預り日 が先行していたケースがある。後 日、預り日について問題が発生し ないように、あくまで美術作品を 預った日を預り日として預り証に 記載すべきである。【指摘】
- (4) 美術品預り証には、預った時の 作品の状態についての記述がない が、寄託者と美術品の状態につい て確認した旨の記載、及び双方の 確認印を押印し、後日、返還時に 作品の状態について認識の相違が 生じないようにするべきである。

(ウ) 寄託品に関して、保険の付保は

いるという見地に立つならば、行政財 | 使用を許可し、使用料及び実費の徴収を 行った。

業者から提示価格の証憑書類を提出さ

措置済み

購入作品の評価に当たっては、各審査 員の評価額の平均ではなく、最低価格を 適正価格とし、購入業者の提示価格と比 較することとした。

措置済み

収集審査会において、全ての寄贈品の 評価を行い、この評価調書を評価資料と して保管した。

措置済み

美術作品の寄託があった場合は、作品 を預かった日を預り日として預り証に記 載するよう職員に周知徹底した。

措置済み

作品の保存状態を記載した調書に双方 措置済み の確認印を押し、預かり証に添付した。

他県の状況を調査したところ、保険を されていないが、受託に伴う管理 | かけていた例はなかった。今後とも防災 責任があることから、防災等のリ トを危機管理に万全を期していくととも

改善途中

況等を調査するなどして、検討す る必要がある。【指摘】

(エ) 寄託品について、受寄時に評価 していないが、受寄時で評価する 必要があり、評価方法を検討する 必要がある。【指摘】

(6) 美術品の活用度

ア 作品について、貸出した時の作品 の現状について借用書または別紙調 書に貸出する方、受ける方双方が確 認した旨の記載及び押印をすること にし、返還時に作品の現状について 認識の相違トラブルが生じないよう にすべきである。【指摘】

- イ 貸付決議書の決裁年月日、物品貸 付契約締結伺書の決裁年月日、払出 通知年月日、払出年月日等の記載洩 れがあるが、美術作品の状況に問題 が生じた時には払出年月日等の日付 が重要な意味を持つことがあり、記 入洩れには注意を要する。【指摘】
- ウ 展示や貸出に開館以来1度も利用 されたことがない美術品があるとい うことは、当初寄贈を受けた時の受 入の判断は正しかったのかという問 題が生じることにもなりかねず、活 用する方策を検討する必要がある。

【指摘】

エ 収蔵品の回転数について県立美術 館と比較してやや低めであり、しか も最近さらに低くなっており、県有 財産の効率的活用を図るための方法 について検討が必要である。【指摘】

(7) 美術品の現物管理

ア 収蔵品の点検

- (ア) 実地棚卸資料は、実施日の日付 がないこと、また、所定の責任者 の決裁がなされていないことの不 備がある。【指摘】
- (4) 美術品の実地棚卸は、学芸員以 外の者を受入れして一斉に行うこ とは問題があり、実施方法等につ いては、数年間で一巡する形で棚 卸を行う等、実地棚卸の方針や規 程を定める必要がある。【意見】

イ 美術品の品質管理

磨耗した美術品で研究資料として の価値があるものは、展示や貸出の 利用を前提とした備品管理簿とは別一品の選定を行うこととした。

スクへの対応が十分か、他県の状 | に、寄託者に対し、事故破損等のリスク について県は責めを負わない旨の条件を 付す等の対策を検討していく。

> 平成18年度の審査会において全ての寄 託品の評価を実施した。今後はその都度 収集審査会で評価を行うこととした。

措置済み

作品の保存状態を記載した調書を作成 し、双方の確認印を押し、預かり証に添 付することとした。

措置済み

記入漏れがないよう周知徹底した。

措置済み

未利用収蔵品の活用を検討し、平成19 年度に「明治の浮世絵」展(12/15~3/2) を開催することとした。他の未利用収蔵 品については、今後テーマを設定し、活 用を図る。

措置済み

未利用作品を効果的に活用するため、 データの収集を図り、展示の構成を多様 化してより多くの作品を展示できるよう 工夫することとした。

措置済み

実施日を記載するとともに責任者の決 裁を得ることとした。

措置済み

棚卸し表を作成し、平成18年度から3 年で一巡するよう学芸員が分担し棚卸し を実施することとした。

措置済み

研究資料用の管理台帳を整備するた め、平成18~19年度で研究資料となる作

改善涂中

に、研究資料用の管理台帳を設けて 管理するのが望ましいと考える。

【意見】

- ウ 美術品管理システム
 - (ア) 美術情報システムには、収蔵す る陶磁器及び浮世絵管理データ並 びに研究支援データの登録、更新、 削除、検索機能が備わっているが、 データ入力されていないため、備 品台帳として利用されていない。

【指摘】

- (イ) 一般利用者への情報提供機能や 浮世絵作家等の作家管理機能が備 わっているが、データ未入力のた め利用されていない。【指摘】
- (ウ) 業務管理の効率性を高めるため に、収蔵品の残高、受入、払出の データ及び収蔵品の作家管理デー タを入力し、美術品管理システム を活用する必要がある。【意見】
- (エ) 美術品管理システムの活用の前 提として、不正アクセスやデータ の保存等、セキュリティに関する 運営方針・規則を定めること、ま た、単体テスト及び運用テスト結 果の記録文書の保存、その承認ル ール等を作成する必要がある。

【意見】

(8) 美術品以外の備品

パソコンの周辺機器であるRGBイン ターフェースは、故障したまま放置さ れており使用不能である。物品規則に 基づく手続きが必要である。【指摘】

(9) 人件費

時間外勤務・休日勤務命令簿」の記 載について、従事業務内容欄が「総務 用務」「学芸用務」との記載となって いる。具体的にどのような業務に従事 したか明確に分かるように記載するこ とが必要である。【指摘】

(10) 委託契約事務

ア 出資の会計処理について、当初の 出資及び追加出資ともに委託料(業 務委託)として取り扱っている。こ れに対し、出資の払い戻しの場合に は、雑入で処理を行う。取引の内容 からすれば、出資は委託料ではなく 展覧会費等、また、出資の払い戻し は、雑入ではなく展覧会収入等の科 目を用いることがより実態を表して

平成18年度までの収蔵作品についてデ 備品台帳を作成している。

ータ入力を完了した。このデータにより、

全ての収蔵作品についてホームページ へ必要データを入力し、一般利用者への 情報提供を充実した。

平成18年度に収蔵品の受入、払出など のデータや作家管理のデータを入力し、 美術品管理システムの活用を図った。

部外者からの不正アクセスの防止等セ キュリティの確保のため、館内のローカ ル・エリア・ネットワーク (LAN)にとど めることとし、職員に対しては、IDと パスワードの管理を徹底するよう指導し た。なお、一般に公開すべきデータは、 当館のホームページで提供することとし た。

平成19年3月に物品規則に基づき、廃 棄処分した。

平成18年度から契約資料作成、作品展 示替えなど具体的内容を記載している。

実態を反映した科目設定の可否につい て、今後検討を行う。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

改善涂中

いると考えられる。【指摘】

イ 指名競争入札にすることでコスト の削減が大きく図られることが分か る。随意契約はできるだけ避け、競 争入札とすることが重要である。

【指摘】

(11) 光熱水費の使用状況

前年度以前の使用量と絶えず比較を 行い、異常性を早期に発見し、原因把 握に努め、対応することで無駄な水道 の使用量を防止すること。【指摘】

(12) 県立萩美術館・浦上記念館の運営コスト

入館者数が開館当初と比較して減少 し、建物の年間の減価償却費や支払利 息等の固定費が大きいことから、財政 の有効性、効率性は低下しており、事 業年度の県負担の運営コストを分析 し、次年度の目標に反映させるなど、 コスト面はもとより館の事業全体について事業評価を実施し、改善点を明確 にし、効率的な運営を目指す必要があ る。【指摘】

(13) 県立萩美術館・浦上記念館の管理運営のあり方

管理運営のあり方については、固定 費の負担が大きいことから効率的な運 営を目指す必要があることを踏まえ て、指定管理者制度導入の可能性を検 討する必要がある。【指摘】

(14) 各施設に関連する意見

各施設では、指定管理者制度の導入の如何を問わず、直営での管理運営のあり方を検証し、指定管理者制度とする場合との比較等を含め、直営を維持するのか、あるいは指定管理者制度に移行するかなど、県民に、望ましい管理運営のあり方について、説明責任を十分に果たす必要がある。【意見】

平成19年度の警備業務について、競争 入札を実施した。随意契約の場合は複数 の業者から参考見積を取って比較を行う などの経費削減に努めることとした。

無駄な水道の使用をなくすため、前月 や対前年同月の使用状況との比較するな どして、使用量を把握することとした。

運営コストの分析や館の事業全体について事業評価を行い、効率的な運営を図ることとした。

今後、他県の事例・状況の調査を行い 指定管理者制度導入の有効性などを検討 し、方向性を出すこととする。

他県の事例を調査するなど、望ましい 管理運営のあり方について検討し、最良 の管理運営方式について県民へ説明でき るよう努める。 措置済み

措置済み

措置済み

改善途中

改善途中

平成13年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

- 第1 包括外部監査の特定事件 公営企業(企業局)の財務及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
1 電気事業について (2)経済性原理の観点からの検討 イ 総括原価については、少しでも引 き下げて消費者電気料金を低廉化す る努力が必要である。【意見】	(主務課 企業局総務課) より効率的な体制づくりと更なるコスト縮減を図るため、平成19年4月に発電所業務を4事業所から2事業所に統合集中化するとともに、東部発電事務所において、施設の巡視点検業務について外部委託を本格実施した。	措置済み
(4) 発電所別の損益について ア 佐波川及び木屋川の2発電所については、営業収入に対する人件費率が極めて高いので、経費節減などの経営努力が必要である。【意見】 イ 各発電所とも遠隔操作方式に切り替えるなど、人件費を削減してきているが、外部委託、工業用水道事業部署との兼務などさらに大幅な改善が必要である。【意見】	より効率的な体制づくりと更なるコスト縮減を図るため、平成19年4月に佐波川発電所を東部発電事務所に統合。また、木屋川発電所と新阿武川発電所を統合し、西部利水事務所とした。 より効率的な体制づくりと更なるコスト縮減を図るため、平成19年4月に発電所業務を4事業所から2事業所に統合集中化するとともに、東部発電事務所において、施設の巡視点検業務について外部委託を本格実施した。	措置済み措置済み
2 工業用水道事業について (2) 小瀬川第2期工業用水道について エ 平成13年度以降についても、引き 続き需要の開拓、健全化協力金によ る料金の適正化等に努めることによ り、不良債務が生じることなく、経 営の健全化が図られる見込みである が、小瀬川第2期の稼動分を含めた 15事業全体として経営の基盤づくり が必要である。【意見】	(主務課 企業局総務課) 平成15年度に、15事業全体による経営の基盤づくりを目指した新経営健全化計画を策定し、当該計画に基づき、小瀬川第2期の稼動分に係る資金不足について、平成18年度からは、電気事業からの借入は行わず、15事業全体での資金融通により利息負担の軽減を図った。	措置済み

(その2)

- 第1 包括外部監査の特定事件 財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
2 財団法人やまぐち森と緑の公社 (現「財団法人やまぐち農林振興公社」) (1) 一般会計(造林会計) ア 計算書類の作成にあたり、公社の 財政状態及び経営成績を明らかにす るという観点からの会計基準の見直 しが必要である。なお、公社の財務 規程が、準拠している現行の公益法 人会計基準については、現在、国に おいて見直しが行われているので、 それとの整合性にも十分留意する必	(主務課 農林水産部農林水産政策課) 会計基準の見直しについては、全国の森林整備法人に共通する課題であること から、国において、公益法人会計基準の 見直しが行われていたが、平成16年10月 公益法人会計基準の改正が行われ、平成 18年3月に適用に当たっての留意点が示されたことから、平成18年度より改正後 の基準で会計処理を行っている。	措置済み
要がある。【意見】 イ 既往造林地は今後とも適切な管理 を行っていく必要があり、公益的機 能発揮に向けた役割について検討す る必要がある。【意見】	新たな公益的機能の発揮という観点から、県民の林業体験の場として、ボランティア団体や高校生等を対象とした体験事業(間伐・枝打ち等)を実施している。今後も体験事業の回数や一回当たり参加者数を増やす等、より多くの県民が参加できるよう努める。	措置済み

平成14年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その2)

第1 包括外部監査の特定事件 財政的援助団体の財務事務及び事業の管理

第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
3 財団法人山口県私学退職金財団 (3) 意見 今後の課題	(主務課 総務部学事文書課)	
エ 寄附行為では負担金または特別負担金を3カ月以上滞納すると資格を喪失するとなっているが、実際には弾力的に扱われており、その条件を緩和することを将来的に検討したらどうか。【意見】	平成18年度において、寄附行為の該当 条文を、「3箇月以上滞納」から「6箇 月以上滞納」に改正した。	措置済み

平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

第1 包括外部監査の特定事件

中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理精神病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
2 精神病院事業会計について (現「こころの医療センター事業会計」)(1) 監査結果のうち重要と考える指摘事項	(主務課 健康福祉部医務保険課)	
ア病院の建替に当たり、収支計画が発表されていないことは問題がある。 建替えにより病床数が減少すること、支払利息及び減価償却費負担が重くのしかかってくること、さらに退職給与引当金を規則的に計上すれば収支が大幅に悪化するか、一般会計負担金が大幅に増加することが十分考えられる。 建設後の県の財政負担が今後どうなるのかがわからない。【指摘】 (2)監査結果個別事項	平成19年3月に平成19年度から23年度までの5年間の収支計画を策定し、公表した。	措置済み
ク 薬品のより効率的な在庫管理のためにコンピュータの利用を検討すべきである。【意見】	平成18年度に医薬品の発注・入出庫データの管理が可能な医薬品在庫管理システムを導入し、より効率的な在庫管理を行うこととした。	措置済み
タ 給食事業損益について、診療報酬 に上限がある以上、県立中央病院と 同様にコストダウンを図る方策を検 討する必要がある。【意見】	平成19年度に給食管理システムを導入し、献立作成や食材調達の合理化に努めることにより、コストダウンを図ることとした。	措置済み

(その2)

第1 包括外部監査の特定事件

山口県立大学の経営に係わる財務の事務の執行及び経営管理

第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
2 項目別監査結果 (1) 山口県立大学の山口県における役割 について	(主務課 総務部学事文書課)	

効率性の観点から大学運営をコント ロールし、評価し、その結果を県民に 説明する責任を果たすためには、大学 の理念・長期目的を反映した具体的な 数値目標を含んだ中長期的な計画の作 成が不可欠といえる。【意見】

地方独立行政法人に作成・公表が義務|措置済み 付けられている中期計画において、各種 国家資格試験の合格率など、教育の成果 に関する到達目標を中心に、可能な限り 数値目標や目標時期を設定した。

3 意見

(1) 収支予測、投資額の計画を数値化し て県民に公表する必要がある。そうし ないと計画の達成状況が判定できない し、行政責任が果たされたかを数値と して検討ができない。【意見】

地方独立行政法人に作成・公表が義務 付けられている中期計画において、平成 18年度から平成23年度までの6年間に係 る予算、収支計画、資金計画を提示した。

措置済み

(その3)

- 第1 包括外部監査の特定事件 財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
1 財団法人山口県教育財団 (現「財団法人山口県人づくり財団」) (1) 重要な指摘事項 エ 安全対策について 古い施設は安全対策がなされていないため、耐震構造も含めて検討することが必要。一部施設は早急に対策を立てる必要がある。【指摘】	(主務課 教育庁教育政策課) 外壁落下の危険性のある施設については、外壁改修工事を行い、安全対策を実施した。 耐震化工事については、耐震改修の年次計画を作成した。今後、施設の管理運営を委託している指定管理者とも協議しながら、計画的に整備することとした。	措置済み

平成16年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

第1 包括外部監査の特定事件 一般会計の補助金の財務の執行について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置 次のとおり

W02409		T
監 査 結 果	措置の内容	措置状況
1 総括事項 山口県の場合、補助金全体を総括するような規則・条例が制定されていない。 国の補助がらみの法律補助についること 当然、補助金適正化法が適用されること になる。 一方、地方自治法第232条の2に規定 されている補助理と補助金適正化法 表現は、異なっている。 県の補助はいずれの法律趣旨も取られるが、より実施されるが、より実施されるが、より実施されている。これらの解釈指針あるいは実務指針として、また補助金要綱を総括する規定として他県では制定されている補助金条例を制定した方がよいと考える。 【意見】	(主務課 総合政策部財政課) 県の補助金等の交付に関する基本的事項を定め、県全体としての統一的な判断 基準を明らかにすることにより、補助金 等の執行を一層適正化するとともに、補助効果の確実な確保を図るため、「山口 県補助金等交付規則」を制定(平成18年 12月5日公布)し、平成19年4月1日から施行した。	措置済み
2 個別事項 (1) 学事文書課が所管する補助金 ア 私立学校運営費補助事業 (エ) 現在の配分基準では、教職員人 件費が高いか否かで補助金に影響 があることから、不当に高額な人 件費の有無の検討が必要となる。 【指摘】 (オ) 教職員と役員との兼務の場合の 役員報酬との按分の妥当性につい て検討する必要がある。【指摘】	(主務課 総務部学事文書課) 平成18年度において、配分基準の見直しを行い、配分基準の教職員割について、実人件費の多寡にかかわらず、学校規模(生徒数や専門学科の設置等)に見合う標準的な教職員数に基づき補助金を配分する方法を取り入れることとした。 上記(エ)の方法を取り入れたことにより、実人件費の額は補助金額の算定に用いないこととなったため、給与と役員報酬とを按分する作業は不要となり、その	措置済み
(t) 運営経費のほとんどが人件費に 充当され教育研究経費など本来必 要と考えられる経費が捻出されな いような学校にこのまま補助を継 続していくことについて、公平性 の観点からは問題であると考え る。教職員割については、運営費	妥当性の検討の必要はなくなった。 教職員割に上記(エ)の方法を取り入れ たことにより、運営経費のうち人件費の 占める割合が高い学校についても、他の 学校と同等に、生徒数を主とする学校規 模に基づき補助金額を算定することとし た。 これは、幼稚園の配分基準に係る教職	措置済み

補助金の配分基準を生徒1人当た | 員割についても同様である。 りで同額とする等検討する必要が ある。

また、人件費割合が異常に高い 幼稚園についても、教育研究経費 が捻出されないという問題があ る。【意見】

(ソ) 現在の配分基準では、個々の学 校の経営状況や財政状態を反映し た指標が採用されておらず、生徒 の確保や経費削減に努力した学校 が必ずしも報われるとは言えな い。県は、文部科学省の私立大学 への補助制度の動きに注目して私 学補助を検討していただきたい。 【意見】

- (6) 観光交流課が所管する補助金
 - ② 観光交流課が所管する補助金

ア 国際経済交流促進事業

- (ア) 補助金交付要綱に、運営費補 助金の補助対象経費及び補助率 を具体的に定める必要がある。 また、補助対象とする費目も要 綱において明らかにし公明性を 高める必要がある。【指摘】
- (イ) 会費は本来その団体を運営す るために基本的に必要な費用と して徴収されているはずである から、まず事業のために充当さ れるべきであり、その上で補助 金は補助対象事業に公益性があ るから交付されるのであり、収 支差額が発生した場合は、当然 補助金は返還すべきである。も ともと、補助対象経費を明らか にされていないところに問題が ある。【指摘】
- ウ 物産振興対策事業
 - (ア) 制度が既得権化しているので ないか。【指摘】
 - (エ) 補助率の定めがない。【指摘】
- (8) 経営金融課が所管する補助金 ア 小規模事業経営支援事業
 - (ア) 記帳専任職員1人当たりの指導

教職員割に上記(エ)の方法を取り入れ、 補助金の額は基本的には生徒数の増減に 連動することとした。これにより、実際 の教職員数にかかわらず、その学校の規 模に応じた標準的な教職員数に見合う補 助金が交付されることになった。各学校 においては、生徒数の確保に対する取組 意欲が高まるとともに、教職員数等の適 正規模を考慮した経営改善がさらに進め られ、その結果、私学独自の特色ある教 育を展開していくための一つの条件整備 ができるものと考えている。

(主務課 地域振興部国際課)

平成19年4月に要綱の改正並びに当該 要綱に基づく通知を行い、補助対象経費、 補助率及び補助対象費目を明示した。

同上。

(主務課 地域振興部観光交流課)

補助要綱を改正(平成19年4月1日施 行) し、補助対象事業を特定して、事業 実績に応じて補助する仕組みを明確化し

補助要綱を改正(平成19年4月1日施 行)し、補助率を明確にした。

(主務課 商工労働部経営金融課)

記帳指導の指導責任数は、最小限必要|措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

責任数は153回以上と定められているが、1人当たりの指導延回数の商工会等の全平均は583回であり、責任数と著しく乖離している。記帳専任職員の1人当たりの指導延べ回数が全平均から見て極端に少ない団体では、不効率な人員配置がされていると言えるため、「運用」上の責任数の見直しが必要であると考える。【指摘】

- イ 商工会・商工会議所広域支援体制 整備促進事業
 - (ウ) 補助目的として設定した有効性 水準の達成に向けてコントロール すべきであるが、「要綱」、「実施 方針」にも、目標とすべき有効性 水準が具体化されていない。

【指摘】

(エ) ほとんどの商工会において広域 連携が実施され、平成16年度には 2グループ8団体が合併協議に入 り、平成17年度には、うち4商工 会合併予定になっている。

一方、商工会議所については、 平成14年4月1日に合併した山 口、小郡商工会議所以外、合併協 議の段階にあるものはない。

市町村合併は一段落していることから、今後の広域支援体制のあり方を検討する必要がある。

【指摘】

- セ 貸付管理費
 - (ウ) 財団の設備資金貸付等事業会計の受取利息については、県の無利息資金を扱うことで発生しているものであり、補助金と相殺して精算するべきである。【指摘】
- (9) 厚政課が所管する補助金
 - ① 厚政課が所管する補助金
 - キ 母子家庭医療費助成事業
 - (ウ) 地方自治法施行令第143条第 1項第4号「・・補助費の額で相手方の行為の完了があった後 支出するものは、当該行為の履 行があった日の属する年度」と 規定されている。当該行為の履 行があった日とは実績報告書の 提出を受けた日であるが、現状

な回数として示しているものであり、この見直しを行うよりも、より充実した記帳指導を実施するよう徹底する。具体的には、事業者に対する入念な指導計画を立て、記帳実務の習得に向けた計画的な取組を行うよう平成17年度以降の当該補助金実績検収等において指導をしている。

また、効率的な人員配置を行う上からも、合併による支援体制整備を促進する。

商工会、商工会議所の広域支援体制整備を着実に進めていくための基本計画として「商工会・商工会議所合併等推進マスタープラン」を平成19年3月に策定した。この中で、組織再編の方向性や具体的な行動目標を示しており、今後、この目標達成に向けて、有効な補助金支出に努めていく。

商工会、商工会議所の広域支援体制整備を着実に進めていくための基本計画として「商工会・商工会議所合併等推進マスタープラン」を平成19年3月に策定した。

平成19年度から、補助金の算定において、受取利息相当額を控除することとした。

(主務課 健康福祉部厚政課)

平成18年10月に補助金交付要綱の一部を改正し、実績報告書の提出期日を「事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに」と定めるとともに、平成19年2月に文書にて徹底を図った。

措置済み

措置済み

措置済み

は5月末に提出を受けている。

【指摘】

(エ) 重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療について、申請から交付決定までの手続が事業毎に別々に実施されているが、事務手続きの効率性を高めるため、手続きの統合化を図るべきである。

る。【指摘】

ク 乳幼児医療費助成事業

(ウ) 地方自治法施行令第143条第 1項第4号「・・補助費の額で 相手方の行為の完了があった後 支出するものは、当該行為の履 行があった日の属する年度」と 規定されている。当該行為の履 行があった日とは実績報告書の 提出を受けた日であるが、現状 は5月末に提出を受けている。

【指摘】

(エ) 重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療について、申請から交付決定までの手続が事業毎に別々に実施されているが、事務手続きの効率性を高めるため、手続きの統合化を図るべきである。【指摘】

(つ) 【1月1日】

ケ 福祉医療費助成事業

- (7) 当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状は、医療費という特殊性もあり、国や他県における補助金の交付事務と同様に翌年度に実績報告書の提出を受けて処理を行っており、法律上の規定と交付事務の整合性について検討が必要である。【指摘】
- ② 医務保険課が所管する補助金
 - ウ 国保被保険者負担軽減対策費助 成金

交付要綱第4条には、申請書等を「知事が定める期日までに提出しなければならない。」と定められているが、具体的な期日の定めがない。【指摘】

平成19年3月に重度医療、乳幼児医療 及び母子家庭医療の補助金交付要綱を廃 止し、新たに3事業を統合した補助金交 付要綱を制定(平成19年4月施行)し、 手続きの統合化を図った。

措置済み

平成18年10月に補助金交付要綱の一部を改正し、実績報告書の提出期日を「事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに」と定めるとともに、平成19年2月に文書にて徹底を図った。

措置済み

平成19年3月に重度医療、乳幼児医療 及び母子家庭医療の補助金交付要綱を廃 止し、新たに3事業を統合した補助金交 付要綱を制定(平成19年4月施行)し、 手続きの統合化を図った。

措置済み

平成18年10月に補助金交付要綱の一部を改正し、実績報告書の提出期日を「事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに」と定めるとともに、平成19年2月に文書にて徹底を図った。

措置済み

(主務課 健康福祉部医務保険課)

平成18年7月10日に要綱を改正し、助成金の交付申請期日を2月15日と具体的に規定した。